

平成 21 年度文化庁委託事業

「著作物等のネットワーク流通を促進するための意思表示システムの構築に関する調査研究事業」

平成 21 年度
著作物等のネットワーク流通を促進するための
意思表示システムの構築に関する調査研究会
報告書

平成 22 年 3 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

本報告書は、有識者等による検討成果を事務局でとりまとめたものです。本報告書における意見は、特定の企業、団体、個人の公式見解を示すものではありません。

◇◆◇ 目 次 ◇◆◇

I.	調査の目的.....	1
II.	調査の概要.....	2
1.	調査研究会.....	2
2.	モニター調査.....	4
3.	CLIP マークデザイン検討会.....	7
III.	モニター調査結果.....	9
1.	モニター調査で得られた意見について.....	9
2.	モニター調査結果等を踏まえたシステム改修のポイント.....	15
IV.	意思表示を行うためのマーク及びマーク利用ガイドライン.....	19
1.	CLIP マークデザイン検討会での検討内容.....	20
2.	CLIP マークの検討レポート.....	26
3.	CLIP マークのガイドライン.....	60
V.	意思表示システムを解説する資料.....	77
1.	「CLIP システムのご紹介」.....	77
2.	「CLIP システム説明書」.....	78
VI.	システムの利用拡大に向けた検討.....	79
1.	検索エンジン等で検索可能とするための方法について.....	79
2.	その他システム利用拡大方策について.....	81
VII.	総括.....	83
1.	今年度の調査研究の成果.....	83
2.	CLIP システムの本運用スタートに向けての課題.....	85

【参考資料編】

- ・ 「CLIP システムのご紹介」
- ・ 「CLIP システム説明書」

I. 調査の目的

現在のネットワーク社会においては、インターネット等のネットワークを介して、著作物を広く、容易に提供できるようになった。このようなネットワーク社会において、著作物の利用に際して著作権者からの事前の許諾が必要とされる現行著作権制度を維持しつつ、著作物等の積極的活用を図る仕組の構築が社会から強く求められている。

このような社会の要請に対応し、著作物等のネットワーク流通を促進するため、著作権者があらかじめ一定の利用条件を付した意思表示を行っておくことにより、利用者が利用の都度、著作権者の了解を得る必要がない意思表示システムの構築に関する調査研究を、平成 19 年度・平成 20 年度に引き続き行った。

本年度は、平成 19 年度からの蓄積をもとに、平成 20 年度に開発された試行版の主要課題である①システムのユーザビリティの改善、②マークの改善に向けた検討を行うとともに、③本格運用版の普及策について検討を行い、本格運用の順調なスタートに資することを目的として実施した。

この調査は、文化庁の委託を受け、「著作物等のネットワーク流通を促進するための意思表示システムの構築に関する調査研究事業」として、実施したものです。

II. 調査の概要

本調査研究は、①有識者による「調査研究会」を組成して、調査研究の枠組み・方針について検討し、個別のテーマについては、②試行版 CLIP システム¹の利用者を対象にユーザビリティやマークのわかりやすさ等について検討する「モニター調査」、並びに、③意思表示マークのデザインについて検討する「CLIP マーク²デザイン検討会」、において、来年度の本格運用を念頭に、より掘り下げて検討を進める方式をとった。

以下では、「調査研究会」、「モニター調査」、「CLIP マークデザイン検討会」について実施概要を示す。

1. 調査研究会

平成 20 年度に開発された意思表示システムの試行版の課題を抽出し、本格運用に向けて必要な改善策等の検討を行うため、有識者からなる委員会を設置し、調査研究の枠組み・方針等について検討を行った。

(1) 委員構成

本研究会の委員構成は、下記の通りである。

<主査>

尾崎 史郎 放送大学 ICT 活用・遠隔教育センター 教授

<委員>

今子 さゆり ヤフー株式会社 法務本部 知的財産マネージャー

榎本 竜二 東京都立江東商業高等学校 教諭

岸本 織江 横浜国立大学大学院 准教授

野口 祐子 弁護士、クリエイティブ・コモンズ・ジャパン 常務理事

森脇 裕之 多摩美術大学 准教授

(以上氏名にて五十音順、敬称略、肩書きは平成 22 年 3 月現在)

<事務局>

文化庁 長官官房

川瀬 真 文化庁長官官房著作権課 著作物流通推進室長

竹田 透 著作物流通推進室 室長補佐

¹ 文化庁のホームページで提供する WEB 版のシステムについて、「CLIP システム」と表記し、意思表示の仕組み全体について「意思表示システム」と表記する。

² CLIP システムで提供する意思表示のためのマークを「CLIP マーク」と表記する。

南川 貴宣

著作物流通推進室 管理係長

横尾 由美子

著作物流通推進室 管理係

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

澤 伸恭 公共経営・地域政策部 客員研究員

福井 健太郎 公共経営・地域政策部 主任研究員

渡辺 真砂世 公共経営・地域政策部 副主任研究員

田口 壮輔 公共経営・地域政策部 研究員

(2) 調査研究会開催概要

調査研究会は計2回開催した。下記に、各回の開催日と主な議題を示す。

	開催日と主な議題
第1回	開催日：平成22年2月12日（金） (1)今年度調査研究の概要について (2)意思表示システム試行版について (3)意思表示システムに関するモニター調査について (4)意思表示を行うためのマークの作成、マーク利用ガイドラインの作成について (5)意思表示システムの説明書及びパンフレットの作成について (6)システムの利用拡大に向けた検討について (7)今後の進め方について
第2回	開催日：平成22年3月26日（金） (1)意思表示システムに関するモニター調査結果概要について (2)意思表示を行うためのマーク案、マーク利用ガイドライン骨子案について (3)意思表示システムのパンフレット案について (4)意思表示システムの説明書案について (5)システムの利用拡大に向けた検討について (6)システム改修のポイント案について (7)今後の進め方等について

2. モニター調査

(1) 実施目的

平成 20 年度に開発された試行版 CLIP システムについて、システムのユーザビリティやマークのわかりやすさについての意見や要望等を聴取するため、意思表示システムにおける著作物の主な提供者また利用者として想定している地方公共団体、大学等教育機関、福祉団体等の職員等をモニターとしたグループインタビューを実施した。

得られた意見等については、集約したうえで、上記調査研究会においてシステム改修の必要性等の観点から検討する際の参考資料とした。

(2) 実施日程

以下の日程で、計 3 回実施した。

①第 1 回

開催日時：平成 22 年 3 月 10 日（水）

モニター参加者類型：教育分野中心

参加者数：5 名

- ・ A 大学企画広報部広報課 職員
- ・ 株式会社 B 代表者（独立行政法人の WEB 作成・運営を支援）
- ・ クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ディレクター
- ・ クリエイティブ・コモンズ・ジャパン 共同ディレクター
- ・ クリエイティブ・コモンズ・ジャパン スタッフ

②第 2 回

開催日時：平成 22 年 3 月 11 日（木）

モニター参加者類型：福祉分野中心

参加者数：3 名

- ・ 財団法人 C（医療関連） 職員
- ・ 社団法人 D（福祉サービス関連） 職員
- ・ 株式会社 E（社会起業家支援サービス） 代表者

③第 3 回

開催日時：平成 22 年 3 月 16 日（火）

モニター参加者類型：行政分野中心

参加者数：2名

- ・中央官庁 F 職員（※現在、民間企業出向中）
- ・地方公共団体 G 職員（※現在、民間企業出向中）

(3) 実施手順

まず、簡単なガイダンス（下記①～③）を実施した後で、CLIP マークが付された著作物を利用する者（利用者）、及び、自分の著作物等に CLIP マークを付して提供する者（提供者）の両方の立場にたって、試行版 CLIP システムを試用してもらい、その後、座談会形式で意思表示システム及びマークに関する意見や要望等を聴取した。

以下に、調査の実施手順を整理している。

①事前アンケートの実施

モニター調査参加各者が、個人属性についてのアンケート（氏名、職業、コンテンツの提供・利用の状況、著作権についての理解度等）に記入していただいた。

②参加者の自己紹介

モニター調査参加各者から、所属と職務、及び、業務におけるインターネットの利用状況、著作物の利用、提供について紹介していただいた。

③意思表示システムの紹介

事務局から、意思表示システムの趣旨・概要について、意思表示システムのパンフレットに掲載予定の情報のみ限定した簡単な説明資料を用いて説明した。

④参加者による意思表示システム利用者としての試用

モニター調査参加各者が、CLIP マークを付した Web ページ上の著作物（モニター調査用の事務局が作成したもの）を利用する想定で、利用のために必要な試行版 CLIP システム上の作業を体験していただいた。

その後、「チェックシート（利用者として）」に評価を記入していただいた。

⑤意思表示システムによるコンテンツ利用者としての座談会

利用者としての試用をもとに、以下の内容について、座談会形式で意見を聴取した。

- ・ 全体的な感想について
- ・ 意思表示システムの利用条件の使いやすさについて
- ・ 意思表示システムの利用条件の表示について
- ・ 試行版システムのマークについて

- ・ コンテンツ利用のために必要な Web 上の説明について
- ・ CLIP マークのついた著作物を利用したいか、利用するための条件について

⑥参加者による意思表示システム提供者としての試用

モニター調査参加各者が、試行版 CLIP システムを使い、自分の著作物等に CLIP マークを付して提供する想定で、CLIP マークの取得作業を体験していただいた。

その後、「チェックシート（提供者として）」に評価を記入していただいた。

⑦意思表示システムによるコンテンツ提供者としての座談会

提供者としての試用をもとに、以下の内容について、座談会形式で意見聴取した。

- ・ 全体的な感想について
- ・ 意思表示システムの利用条件の使いやすさについて
- ・ 必要なファイルのダウンロードについて
- ・ 意思表示システムのマークの貼り付け方法について
- ・ コンテンツ提供のために必要な説明について
- ・ 試行版システムの Web 画面の全体のデザイン、ユーザビリティについて
- ・ CLIP システムを利用して著作物を提供したいか、利用するための条件について
- ・ 現在検討中のマークについて

3. CLIP マークデザイン検討会

平成 20 年度調査研究において、試行版 CLIP システムにおける CLIP マークについては、当初暫定的に作成されたものであり、様々な観点から諸課題が指摘されていたことを踏まえ、本格運用で使用する CLIP マークのデザインについては、より利用者にとって分かりやすく、かつ、普及促進に資するという観点からより相応しいデザインの検討を行うため、上記調査研究会傘下の専門部会として「CLIP マークデザイン検討会」を組成した。

実際に、意思表示を行うためのマークについては、著作物の提供者が意思表示したい内容に沿って誤解なく選択できるよう、また、著作物の利用者がその内容を誤解なく把握できるように、意思表示システムで扱う対象分野、利用形態との対応関係が直感的に理解できるようなマークとする必要がある。

(1) 検討会メンバー構成

以下のメンバーで CLIP マークのデザインの検討を行った。

CLIP マークのデザイン案の検討・制作については、株式会社平野デザイン設計が担当した。

森脇 裕之	多摩美術大学	准教授	
久世 迅	株式会社平野デザイン設計	取締役	デザインディレクター
近藤 保	株式会社平野デザイン設計	チーフデザイナー	

(敬称略、肩書きは平成 22 年 3 月現在)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

澤 伸恭	公共経営・地域政策部	客員研究員
福井 健太郎	公共経営・地域政策部	主任研究員
渡辺 真砂世	公共経営・地域政策部	副主任研究員
田口 壮輔	公共経営・地域政策部	研究員

(2) 検討会開催概要

CLIP マークデザイン検討会は、2月から3月にかけて、計5回開催した。

下記に、各回の開催日と主な議題を示す。

	開催日と主な議題
第1回	開催日：平成22年2月3日（水） (1)意思表示システム及びCLIPマークに関するこれまでの議論について (2)デザイン開発の依頼事項について (3)デザイン開発の進め方及びスケジュールについて
第2回	開催日：平成22年2月19日（木） (1)デザイン開発にあたっての検討事項について (2)デザイン開発の仕様について (3)デザイン開発の進め方及びスケジュールについて
第3回	開催日：平成22年3月4日（木） (1)マークデザイン案について (2)今後の進め方及びスケジュールについて
第4回	開催日：平成22年3月9日（火） (1)マークデザイン案について (2)今後の進め方及びスケジュールについて
第5回	開催日：平成22年3月19日（金） (1)マークデザイン案について (2)マークデザイン案に関する委員会報告資料について (3)今後の進め方及びスケジュールについて

注)第1回 CLIP マークデザイン検討会については、平野デザイン設計と三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングとの二者のみで実施した。

III. モニター調査結果

本章では、モニター調査の結果、得られた意見について整理・集約した。

モニター調査の結果は、調査研究会において、試行版 CLIP システムの改修の必要性、方針等について検討する際の参考資料とした。

1. モニター調査で得られた意見について

以下では、モニター調査で得られた意見について、「(1) 意思表示システムによるコンテンツ利用者側の立場からの意見」、「(2) 意思表示システムによるコンテンツ提供者側の立場からの意見として」に分けて整理している。

(1) 意思表示システムによるコンテンツ利用者側の立場からの意見

①意思表示システム全般について

a) 意思表示システムの目的や意義、必要性

行政機関のコンテンツを利用する際に、実際に行政機関から許諾を取ることにについてはハードルが高いため、意思表示システムについては概ね意義があるとの意見が得られた。

ただし、著作権についてきちんと理解していない人にとっては、著作権者の許諾なく著作物を利用することが著作権侵害になることを理解していないため、意思表示のマークがなくても利用には関係がないとの意見もあった。

b) その他（外国語への対応）

意思表示システムの利用を日本にだけ限定しているのであれば、今後、外国語にも対応すべきではないかという意見も一部であった。

②意思表示システムの利用条件の使いやすさについて

a) システム全体について

マークのついた著作物の利用方法について、どのように利用できるか具体的な例での解説があると分かりやすい、逆にそのような例がないとどのように使えばよいか分からないという意見があった。

例については、スタンダードなものでよく、特殊なケースは提供者に個別に問い合わせればよいという意見があった。

b) 分野について

「分野」の意味することが分からない、「目的」や「用途」であれば理解しやすいという意見が多かった。

また、「営利」と「非営利」の区別についても、判断が難しいとの意見が多かった。マークから一目で利用条件が分かるとよいとの意見もあった。

c) 利用形態について

利用形態について、「改変可」はどの程度手を加えてもよいのか、引用との違いは何かなどの意見があった。そもそも「改変」の意味することが分からないという意見もあった。

d) 特則について

「特則」という文言がそもそも分かりにくい、「特別な条件」など分かりやすい文言に変えるべきとの意見があった。

「特則」がついていると著作物を使いにくいという意見、また、権利者に確認しなければ利用してよいか判断できないような特則を設定されると、意思表示システムの意味がなくなるとの意見もあった。

③意思表示システムの利用条件の表示について

a) 利用条件の表示全般

個々のマークだけで利用条件を理解することは難しいため、利用条件がある場合とない場合のマークを作って、利用条件がある場合は、利用条件の解説ページにリンクするようにすればよいとの意見もあった。

b) 利用条件の表示の分かりやすさ

利用条件の表示については、表現と内容の両面から分かりにくいという意見が多かった。説明文だけであると分かりにくいので、具体的な例を用いて、どのように利用してよいかの解説があると分かりやすいという意見もあった。

c) 利用条件の表示の画面遷移について

利用条件の表示の画面遷移に対しては、さまざまな意見があった。

マークが付いている Web ページからいきなり「ライセンス条項のポイント」にリンクすることによる分かりにくさについての指摘があった。具体的には、何の説明もなく文化庁のホームページに遷移することにより利用者が混乱すること、意思表示システムの説明がなされないうちにライセンス条項の説明を表示すること、などが分かりにくいとの指摘がなされた。これについては、文化庁のホームページを別ウインドウで開いたり、

文化庁のホームページに遷移する前に中継点のページ（例えば特則のページ）で利用条件のポイントを紹介した上で、より詳細を知るために、文化庁のホームページにリンクしたりするような設定についての提案がなされた。

また、「ライセンス条項のポイント」の内容については、前文と本文が分かれていることが分かりにくいこと、利用条件と特則の内容が一覧で示されていないことが利用者にとっては使いにくいという指摘がなされた。

④ 試行版システムのマークについて

試行版システムのマークについては、分かりにくいという意見が多かった。マークの種類が多いと分かりづらいので、マークの種類を絞り込むべきという意見もあった。

⑤ コンテンツ利用のために必要な Web 上の説明について

a) CLIP マークの種類について

利用者にとって、マークを見ただけで何を示しているか、何を意味しているか分かりづらいので、工夫をすることが必要という意見が多かった。

マークではなく、「改変可」とか「特則あり」などの文字で表示した方が分かりやすいという指摘もあった。

b) FAQ について

利用者が、わざわざ FAQ を読まなくても理解できるように、それぞれのページでの説明を工夫すべきであり、膨大な量の FAQ を読まないで理解できないのでは、なかなか利用しないという意見があった。

⑥ CLIP マークのついた著作物を利用したいか、利用するための条件について

a) CLIP マークのついている著作物を利用したいか

利用するための条件がついている場合、どのような条件を満たせば利用できるのか、どこまで認められるのかが分かりにくく、その部分が簡単に理解できなければ、利用ができないという意見が多かった。

意思表示システムを活用することについて組織の中で合意を得るために、システムの仕組みやメリットなどを分かりやすく説明するための資料があるとよいとの意見もあった。

(2) 意思表示システムによるコンテンツ提供者側の立場からの意見

① 全体的な感想について

a) コンテンツ提供者としての意思表示システムの目的や意義、必要性

提供者として行政機関のコンテンツを利用してもらうにあたって、利用案内を記載す

ることが難しかったなどの理由から、意思表示システムを利用することの意義はあるという意見があった。

②意思表示システムの利用条件の使いやすさについて

a) 全体について

利用条件の内容については、利用者と同様に提供者にとっても分かりにくいため工夫が必要という指摘があった。

また、利用者向けのページと提供者向けのページに分かれていると使いやすいとの意見もあった。

b) 利用規約について

利用規約について、すべて読むことが求められていることは理解できるが、必要なポイントが整理されていると利用しやすいという意見があった。

c) 特則・特則の必要性について

提供者としては、特則はつけられるようにした方がよいという意見が多かった。

特に、提供者としてどのように使われるかを把握したり、利用をコントロールしたりしたいというニーズがあり、事前に使い方について確認もしくは事後に報告してもらうという特則をつけたいという意見が複数あった。

特則のページの設定については、自由に変更できることが問題であるという指摘や、特則の設定方法について理解することが難しいという指摘があった。

また、特則の設定について、ある条件のもとでのみ改変可と設定したい時には、改変不可を選択して特則で緩めるような方法でしか設定できないことについて、その理由と合わせて分かりやすく解説することが必要であるという指摘があった。その際に、具体的な記載例がないと分かりにくいという意見もあった。

d) 分野について

分野については、「営利」と「非営利」を分ける基準が分かりにくいこと、「福祉」の範囲についての考え方が分かりにくいこと、「福祉・教育」を別途設定していることの必要性があるかなど、様々な意見が出された。

また、提供者側の（例えば）「非営利」にかかる定義（認識）と、利用者側の定義（認識）が100%合致することは難しく、どうしても提供者側の意図しない利用がなされることが危惧されるという意見があった。

e) 利用形態（改変可・改変不可）について

「改変可」の継承など、提供者側で設定した条件の継承が必要となる場合もあるのでは

ないかとの意見があった。

③必要なファイルのダウンロードについて

マークを取得する際に、自分が選択した条件を示すマークが、マークの取得プロセスの最後になって表示されるが何を意味するかわからない、途中の段階で表示されれば文字と対応づけることができ、分かりやすいという意見があった。

また、マークの取得方法とマークの設置方法については、それぞれ 1 ページ程度で完結させた方が、分かりやすいという指摘もあった。

特則を設定した後で、作成された特則ページを確認しようとして一旦ページを閉じると、別ウインドウで開かないため、プロセスの最初からやり直しになってしまうことが使いにくいとの指摘もあった。

④意思表示システムのマークの貼り付け方法について

意思表示システムのマークの貼り付け方法については、HTML が使える担当者がある組織・機関があれば、CMS³ (Contents Management System) が導入されている機関もあるので、システムとして両方に対応できるようにすべきとの指摘があった。

⑤試行版システムの Web 画面の全体のデザイン、ユーザビリティについて

Web 画面の全体のデザイン、ユーザビリティについては、以下のように様々な指摘がなされた。

- 初めて利用する人（提供者）にはナビゲーションがないため不親切である。全体のステップの中のどのステップを実施しているのかを把握しづらい。
- 逆に 2 回目以降利用する人にとっては面倒な作りになっている。2 回目以降利用する人は、条件を選択して、それに合う画像だけをダウンロードできるようになっていればよい。
- ホームページの作成に慣れている人とそうでない人を分けた説明とする必要がある。
- 必要なファイルを一括ダウンロードできる方が分かりやすいが、別々にダウンロードするメリットもあるため、2つの方法を選択できるようにした方がよい。
- 取得フォームへのリンクボタンがページの一番下にあるのでわかりにくい。取得

³ Web コンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。広義には、デジタルコンテンツの管理を行なうシステムの総称。CMS を導入すれば、テキスト制作者は HTML などの知識を習得する必要はなく、デザイナーはテキストが更新されるたびに作業を行なう必要はなくなり、それぞれ自らの作業に集中することができる。また、サイト内のナビゲーション要素なども自動生成するため、ページが追加されるたびに関連するページにリンクを追加するといった煩わしい作業からも解放される。CMS の中には、サイトのデザインを「テンプレート」(ひな型)としてあらかじめいくつか用意しているものもあり、これを使えば画像の作成やデザインなどを行なうことなくサイトを構築することができる。(参考) <<http://e-words.jp/w/CM-S-1.html>>

方法の説明と設置方法の説明の間にあるべきである。

- ▶ マークの画像ファイルが JPEG であり、背景が透明になっていない。デザイナーの立場からは、イラストレーターのパスのデータがあるとよい。

⑥ CLIP システムを利用して著作物を提供したいか、利用するための条件について

意思表示システムを利用して著作物を提供したいかどうかについては、肯定的な意見と否定的な意見の双方が出された。

肯定的な意見としては、「マークを利用することで著作権に配慮していることの宣伝になるのであれば利用する」「原作者へのアクセスが増えるならばよい」「マークがついている著作物を利用しているときに、マークをつけることで適切な形で利用していることをアピールできるようになればよい」、などの意見があった。

否定的な意見としては、「マークをつけることで権利を過剰に主張している人と誤解されると困る」「これまでホームページにアップロードしていなかったものを、このシステムで利用条件を設定してアップロードするということはない」、などの意見があった。

意思表示システムを利用するための条件については、普及が目的であり、その障害を取り除くことを目指していることをホームページにはっきり書くべきとの意見があった。

⑦ 検討中のマークについて

CLIP マークデザイン検討会で検討中のマークについては、試行版のマークよりも評価が高かった。

全体としての統一感がある、著作権関係のマークであることが分かる、流通することを示している、などの意見が出された。

⑧ その他

a) クリエイティブ・コモンズとの相互互換性について

他国の政府では、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスが利用されることが多いことから、クリエイティブ・コモンズとの違いやクリエイティブ・コモンズ・ライセンスと相互互換性がないということについて説明をすべきであるとの指摘がなされた。

2. モニター調査結果等を踏まえたシステム改修のポイント

以下では、上述のモニター調査結果等を踏まえたシステム改修のポイントについて示している。

これらシステム改修のポイントをまとめるにあたっては、モニター調査結果だけではなく、「IV章 CLIP マーク及びマーク利用ガイドライン」、「V章 意思表示システムを解説する資料」、「VI章 システムの利用拡大に向けた検討」の記載内容に基づく要請も踏まえたものとしている。

(1) サイト全体における説明をわかりやすく変更

①わかりにくい文章を変更

サイト上の説明文全体を利用者にとってわかりやすい説明文に変更すべきである。例えば、トップページの以下の表現などはわかりにくいので変更すべきである。

例：「CLIP マークを使えば、著作物・コンテンツがもっと使いやすくなります」

②用語の工夫

使われている用語の中に初めて見る人にとってわかりにくいものがあるので変更すべきである。例えば、「特則」「分野」などの用語はわかりにくいので変更すべきである。

③ひと目でわかるポイントによる説明

利用者がひと目でわかるようポイントによる説明をすべきである。具体的な改修すべきポイントとして、以下があげられる。

- ・ 現状のライセンス条項のポイントはひと目でわからないため簡潔にすべきである。
- ・ 利用規約についてもひと目でわかるポイントがあることが望ましい。

④FAQ を読まずに必要な箇所でもわかるように工夫すべき

膨大な量の FAQ から利用者が探すことは困難であるため、必要な箇所に簡潔に説明するとともに、該当箇所へのリンクを設定するなどの工夫をすべきである。また、説明においては、例示などがあるとわかりやすい。

わかりにくい内容の例として以下があげられる。

例：営利／非営利の区別、福祉・教育の範囲、改変可／改変不可の区別、等

(2) サイト内のナビゲーションの工夫について

サイト内のナビゲーションの工夫に関して改修すべきポイントとして、以下があげられる。

- ・ FAQ の内容に関連する箇所に FAQ の該当箇所へのリンクを設定するなど関連する情報へはリンクを設定すべきである。
- ・ CLIP マークを取得する際に必要となる利用規約の同意は、利用規約へのリンクがわかりにくいので、工夫すべきである。
- ・ CLIP マークを利用して著作物を提供する人と利用する人それぞれにとってわかりやすいように、ナビゲーションを工夫すべきである。

(3) 「CLIP マークを取得する」ページについて

①CLIP マークの取得方法、設置方法について

CLIP マークの取得方法、設置方法の説明に関連して改修すべきポイントとして、以下があげられる。

- ・ CLIP マークの取得方法と設置方法が同じページに書かれているが、サイト内で行う取得方法と、別途行う設置方法は分けて説明すべきである。
- ・ 初めてマークを取得する人と既に取得経験があり取得方法がわかっている人の両方にとって、使いやすい説明とすべきであり、ナビゲーションを分けるのも一方法である。
(現在のページは「マークを取得するボタン」がページ最下部のみにあるため、少なくとも取得方法がわかっている人にとって使いにくい)
- ・ 後述するように CMS (コンテンツ管理システム) を利用している場合に対応したダウンロードファイルを別途用意して、CMS 用の取得方法、設置方法を別途記載すべきである。

②CLIP マークを取得する際の入力画面について

CLIP マークを取得する際の入力画面に関連して改修すべきポイントとして、以下があげられる。

- ・ CLIP マークを取得するための画面においては、全体の作業ステップとその中で現在行っている作業ステップの位置付けをひと目でわかるようにすべきである。
- ・ 必須入力の情報よりも任意入力の情報の上に表示されているが、順序を入れ替えるべきである。
- ・ 「条件を緩める特則」がわかりにくいのでわかりやすくすべきである。また、改変可の場合には「条件を緩める特則」でないと無効であること、「条件を狭める特則」を「条件を緩める特則」として記載する例などもわかりやすく記載すべきである。
- ・ 入力画面からリンクされた FAQ 等のページは別ウインドウ (タブ) であるべきである。
- ・ 入力欄の大きさが適切でない場合があるので、必要に応じて改修すべきである。
- ・ マークの有効期限の入力に係るプログラムの不具合があるので改修すべきである。

③CLIP マークのダウンロード

CLIP マークのダウンロードに関連して改修すべきポイントとして、以下があげられる。

- ・ CMS (コンテンツ管理システム) を使ってホームページのコンテンツを管理している団体も少なくないので、CMS を使っている人向けにマークとあわせて必要な情報 (マークをつける人が行うべき作業内容等) をダウンロードできる仕組みが必要である。
- ・ ホームページを HTML で管理している人用と CMS で管理している人用のそれぞれのダウンロードファイル全体が 1 つの圧縮ファイルとなると良い (文化庁のウェブサーバが更新される予定であり、対応可能となる見込みである。)
- ・ 後述する「(4)マークのリンク先の変更」にあわせて変更が必要である。
- ・ 特則内容を表示するページには基本となるライセンス条件の表示もあるべきであり、そのような内容のページとするように改修するべきである。
- ・ 将来的に検索エンジンに対応するため必要に応じた改修をすべきである (後述「VI. システムの利用拡大に向けた検討」参照)。
- ・ マークのファイル名に一定の規則性をもたせ、同じマークであれば同一となるようにシステムを改修するべきである。
- ・ ダウンロードできる特則ページのファイルにおいて、リンク先 URL の記述に不具合があるので改修が必要である。

(4) マークのリンク先の変更

マークをクリックした際のリンク先ページの URL を、将来的なライセンスのバージョンアップや多言語化にも対応できる URL に変更する必要がある。URL を以下のような構成に改修することが必要である。

```
<a rel="license" href="http://www.bunka.go.jp/clipsystem/●●/●ライセンス種類●/●バージョン●/●言語●/">
```

参考～クリエイティブ・コモンズの場合のリンク先 URL の例：

```
<a rel="license" href="http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/">
```

また、検索エンジンに対応するため、マークをクリックした際のリンク先ページを特則有りの場合にも、特則無しの場合と同様にライセンス毎に固定された文化庁サーバの URL とし、特則内容を表示するページへのリンク元を別ボタンとすべきである。

なお、文化庁サーバへのリンクを表示する場合には別ウインドウ (タブ) に表示されるよう改修すべきである。

(5) 意思表示する著作物へのマークの貼り方の説明

意思表示する著作物へのマークの貼り方の説明が必要である。また、意思表示する著作物へのマークを貼る場合、マークだけではわかりにくいので、「この著作物は CLIP システ

ムによりライセンスされています」などの表記をするルールとするように改修すべきである。

(6) マークの変更に伴う画像の変更

マークの変更に伴い、全体的にサイト上の画像を変更する改修が必要である。

(7) 文化庁サーバ更新に伴う対応

来年度文化庁のウェブサーバが更新される予定であり、更新に伴うシステム対応が必要となる。

更新サーバの仕様によっては、ダウンロードファイル全体を1つの圧縮ファイルとするなどの対応もできるようになる見込みである。

(8) Web ページ印刷の際の不具合の修正

試行版 CLIP システムの Web ページを印刷しようとしても、正常に印刷できないので、正常に印刷できるように不具合を修正すべきである。

IV. 意思表示を行うためのマーク及びマーク利用ガイドライン

意思表示を行うためのマーク（CLIP マーク）については、著作物の提供者が意思表示したい内容に沿って誤解なく選択できるよう、また、著作物の利用者がその内容を誤解なく把握できるよう、意思表示システムで扱う対象分野、利用形態との対応関係が直感的に理解できるようなマークとする必要がある。そこで、本調査研究では、上述のようにデザインの専門家による「CLIP マークデザイン検討会」を組成し、CLIP マークのデザインについて検討を行った。

一連の検討の結果、CLIP マークは下表で示すものに決定した。

<※後掲「CLIP マークのガイドライン」5 頁より転載>

基本パターンの6 つは、次のような CLIP マークとなります。

【6 つの基本パターン】

	利用目的に制限なし	非営利目的に限定	非営利の 福祉・教育目的に限定
コピーも改変も可			
改変はできず コピーのみ可			

6つの基本パターンに追加条件が設定された場合には、追加条件があることを示すアイコンが追加され、次のような CLIP マークとなります。

【追加条件ありの6パターン】

	利用目的に制限なし	非営利目的に限定	非営利の福祉・教育目的に限定
コピーも改変も可			
改変はできずコピーのみ可			

以下では、「CLIP マークデザイン検討会」における検討内容として、各回の検討課題と検討結果についてまとめている。

1. CLIP マークデザイン検討会での検討内容

①第1回 CLIP マークデザイン検討会（平成22年2月3日）

a) 検討課題

第1回検討会の論点は、以下の通りである。

【論点1】 意思表示システム及び CLIP マークに関するこれまでの議論について

【論点2】 デザイン開発の依頼事項について

【論点3】 デザイン開発の進め方及びスケジュールについて

b) 検討結果

各論点についての検討結果の概要は、以下の通りである。

【論点1】 意思表示システム及び CLIP マークに関するこれまでの議論について

意思表示システム及び CLIP マークに関するこれまでの議論についてメンバー間で認識を共有した。

具体的には、デザイン開発を行う上で前提となる「意思表示システムの目的・概要」「先

行事例であるクリエイティブ・コモンズの取組及びそれとの住み分け」「意思表示システムに関するこれまでの議論、CLIP マークの暫定版」について認識の摺り合わせを行った。

【論点2】デザイン開発の依頼事項について

デザイン会社に依頼する内容について検討を行い、以下の事項について依頼することが確認された。

- 意思表示を行うため、著作物の利用を認める対象分野や利用形態等を表すマーク（CLIP マーク）についてデザインを行う。
- 「基本（全ての分野・利用形態での利用）」 「非営利」 「福祉・教育」 「改変不可」 「特則」 のそれぞれを表現するアイコンを作成する。
- CLIP マークをデザインするだけでなく、デザインのコンセプトや経緯を説明するための資料も作成する。

デザインにあたっては、以下の点に留意することが確認された。

- ・ 各アイコンは並べて表記されるため、全体のバランスや統一感に配慮する。並べ方のパターンは12個である。
- ・ 先行事例であるクリエイティブ・コモンズのマークと似たものにならないようにする。
- ・ 昨年度 CLIP マークの暫定版を作成しているため、暫定版とそれに対する委員の指摘を参考にする。

【論点3】デザイン開発の進め方及びスケジュールについて

デザイン開発の進め方について、以下のとおり確認を行い、デザイン開発のスケジュールについて確認した。

- ・ デザイン開発を行っていくプロセスにおいては、調査研究会のメンバーの合意を得る。
- ・ デザイン開発を進めるにあたっては、平野デザイン設計、調査研究会の委員の代表として森脇委員（多摩美術大学）、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの三者で検討を行う。

②第2回 CLIP マークデザイン検討会（平成22年2月19日）

a) 検討課題

第2回検討会の論点は、以下のとおりである。

【論点1】デザイン開発にあたっての検討事項について

【論点2】デザイン開発の仕様について

【論点3】デザイン開発の進め方及びスケジュールについて

b) 検討結果

各論点についての検討結果の概要は、以下のとおりである。

【論点1】デザイン開発にあたっての検討事項について

デザイン開発にあたって検討すべき事項について確認した。

具体的には、以下の事項があげられた。

- ・ 暫定版マークの評価
- ・ 先行事例の調査（クリエイティブ・コモンズのマーク等）
- ・ マークの機能要件について（視認度、汎用性、対象ユーザ像、信頼性）
- ・ 方針仮説について（モチーフの選定方針、モチーフの抽象度、マークの性格、Web上での動向）
- ・ 達成目標について
- ・ エレメント設計方針について（データ保持の仕方、背景の抜き・裏地、ベース形状と配列の関係、表示ルールの規定）
- ・ デザインコンセプトについて

【論点2】デザイン開発の仕様について

デザイン会社への依頼内容の仕様について検討し、以下の事項について依頼することが確認された。

- ・ 意思表示を行うため、著作物の利用を認める対象分野や利用形態等を表すマーク（CLIP マーク）についてデザインを行う。
- ・ 「基本」「非営利」「福祉・教育」「改変不可」「特則」それぞれを表現するアイコンを作成する。
- ・ CLIP マークをデザインするだけでなく、デザインのコンセプトや経緯を説明するための資料も作成する。

デザイン開発にあたっての前提条件として、昨年度までの調査研究で決定した事項について認識を共有した。

具体的には、「マークの種類・仕分け方」「マークのデザイン・機能」「意思表示マー

クの名称」 「マークの暫定版に対する委員からの意見」 について確認した。

【論点 3】 デザイン開発の進め方及びスケジュール

デザイン開発の進め方について、以下のとおり確認し、デザイン開発のスケジュール及び当面の作業内容について確認した。

- ・ デザイン開発を行っていくプロセスにおいては、調査研究会のメンバーの合意を得る。
- ・ デザイン開発を進めるにあたっては、平野デザイン設計、調査研究会の委員の代表として森脇委員（多摩美術大学）、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの三者で検討を行う。

③第 3 回 CLIP マークデザイン検討会（平成 22 年 3 月 4 日）

a) 検討課題

第 3 回検討会の論点は、以下のとおりである。

【論点 1】 マークデザイン案について

【論点 2】 今後の進め方・スケジュールについて

b) 検討結果

各論点についての検討結果の概要は、以下のとおりである。

【論点 1】 マークデザイン案等について

CLIP マークのデザイン開発の基本方針について、以下のとおり確認した。

- ・ デザイン開発のコンセプト及び検討プロセスについて確認した。
- ・ デザインの判断・評価項目について確認した。

デザイン会社の作成した CLIP マークのデザイン案(ラフスケッチ段階)について検討し、以下のとおり確認した。

- ・ マークの配列の規則と基本要素について確認した。ただし、特則マークについては、他のマークとは並列でないことに留意することとした。
- ・ 個々のマークのデザインについては、ラフスケッチ段階のものを今後ブラッシュアップする。

成果物について確認し、マークのデータファイルの形式を何にするか、マークの表示サイズごとにマークのデータファイルを複数用意するかについては、今後検討することとなった。

【論点2】 今後の進め方及びスケジュールについて

次回のデザイン検討会までの当面の作業について確認し、次回デザイン検討会の日程について確認した。

- ・ マークの配列について、複数パターンの具体的なアイデアを作成する。
- ・ 個々のマークのデザインをブラッシュアップする。
- ・ マークの使用例を利用媒体・利用状況ごとに作成する。

④第4回 CLIP マークデザイン検討会（平成22年3月9日）

a) 検討課題

第4回検討会の論点は、以下のとおりである。

【論点1】 マークデザイン案について

【論点2】 今後の進め方及びスケジュールについて

b) 検討結果

各論点についての検討結果の概要は、以下のとおりである。

【論点1】 マークデザイン案について

デザイン会社の作成した CLIP マークのデザイン案の改訂版について検討し、以下のとおり確認した。

- ・ マークの配列パターン5つのうち2つに絞り、以後これらについてブラッシュアップしていくこととする。なお、この2つ案をそれぞれA案、B案と呼ぶこととする。
- ・ 個々のマークのデザインについては、さらにブラッシュアップすることが必要である。

【論点2】 今後の進め方及びスケジュールについて

次回デザイン検討会までに実施する作業について確認し、次回デザイン検討会の日程について確認した。

- ・ 第2回検討会で、CLIP マークのデザイン案について報告するための資料を作成する。
- ・ 個々のマークのデザインについて、引き続きブラッシュアップする。

⑤第 5 回 CLIP マークデザイン検討会（平成 22 年 3 月 19 日）

a) 検討課題

第 5 回検討会の論点は、以下のとおりである。

【論点 1】 マークデザイン案について

【論点 2】 マークデザイン案に関する委員会報告資料について

【論点 3】 今後の進め方及びスケジュールについて

b) 検討結果

各論点についての検討結果の概要は、以下のとおりである。

【論点 1】 マークデザイン案について

デザイン会社の作成したデザイン案の改訂版について検討し、以下のとおり確認した。

- ・ 非営利マークについては、さらにブラッシュアップする必要がある。小さく表示した場合に罨マークがつぶれてしまう恐れがある。
- ・ 各マークについて、もう少しシンプルに見えるように、線の太さや色合い等を調整する。例えば、教育マークはポジネガを反転させたバージョンの方がシンプルに見えるなど。

【論点 2】 マークデザイン案に関する委員会報告資料について

第 2 回検討会での報告資料の案について検討し、以下のとおり確認した。

- ・ 委員会報告資料として準備すべき資料について確認した。
- ・ 構成・用語等の修正すべき事項について確認した。

【論点 3】 今後の進め方及びスケジュールについて

第 2 回検討会までの当面の作業について確認し、検討会報告資料の構成・用語等について修正することとした。

第 2 回検討会後の作業として、検討会での決定・指摘事項をもとに、さらにデザインの修正を行うことを確認した。

※3 月 26 日に開催した第 2 回検討会での決定・指摘事項を踏まえ、以下のとおり、最終化に向けた修正を進めることとなった。

- ・ マーク配列パターンについては、A 案（ゼムクリップをイメージしたもの）と B 案（ゼムクリップとコンテンツが流通する様子をイメージしたもの）があるが、A 案に絞っ

て最終化作業を進める。

- ・ CLIP マークの基本形については、C という文字だけ表示され、権利主張していると誤解される恐れがあるので、更なる工夫が必要である。
→「CLIP」という表示にすることとなった。
- ・ 非営利マークについては、分かりづらいため、更なる工夫が必要である。
→¥マークを使った案に修正することとなった。
- ・ マークの色については、黒だと目立ちすぎるので、グレー等にする 것도検討する。
→グレー色の案に修正することとなった。

⑥第2回検討会以後の対応

第2回検討会後に、デザイン会社において最終化された案について CLIP マークデザイン検討会メンバー間で確認し、その後、文化庁及び調査研究会座長が確認した上で、マークデザインの最終成果物とした。

以下では、「CLIP マークデザイン検討会」における検討成果物として、検討経緯・検討結果について整理した「CLIP マークの検討レポート」と、CLIP マークのデザイン等の詳細について規定する「CLIP マークのガイドライン」を掲載している。

「CLIP マークの検討レポート」・「CLIP マークのガイドライン」とも、上述の調査研究会において検討したコンセプトを踏まえ、CLIP マーク検討会における検討を経て、CLIP マーク検討会の監修のもと、株式会社平野デザイン設計が制作したものである。

2. CLIP マークの検討レポート

(※次頁より)

＜「CLIP マークの検討レポート」に関する注意点＞

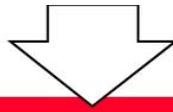
「CLIP マークの検討レポート」で用いられている文言は、例えば「非営利目的に限定」が「非営利分野」となっているなど、本来使用すべき文言とは異なっている箇所が多くある。本調査研究の途中段階で文言の適切化について検討・決定したが、「CLIP マークの検討レポート」は当該検討・決定前に作成された資料であることによる。

01: 目的

著作物などをネットワーク流通により、利用の促進をはかるための
 意思表示システムを運用するための意思表示マーク（クリップマーク）
 を開発する。

クリップマーク表示のメリット

- 著作権者 ・ 一定の利用条件を付した**意思表示をあらかじめ行うことができる。**
 利用者 ・ 著作権者の**了解を得る必要の無く、著作物を利用できる。**



要件

1

ビジュアルに優れたマークの作成にとどまらず、
 システムとマークが相互に補完することが重要。

02: マークの位置付け

付ける側



著作権者

- ・ 意思表示マークを**簡単に付与**できるシステム
- ・ 利用条件を**明確に示すことができる仕組み**に
 プライオリティがある。

使う側



利用者

- ・ 一目で、何のマークであるか**認識**しやすい。
- ・ 表示している内容が、**理解**しやすい。
- ・ それぞれの利用条件が、**判断**しやすい。

マークの認知レベル

全体

部分・詳細へ

要件

2

マークは 利用者目線での **わかりやすさ** に
 プライオリティを置く。

03: 現状暫定マークの問題点



基本



非営利分野



福祉・教育分野



改変禁止



特則

試行版 マーク

1 機能面

- ・ 何のマークか解りにくい。
- ・ 配列の規則性が無い。
- ・ 優先順位が解らない。
- ・ ビジュアルの意図が定まらない。
(例 ペンは機能に付随する意味を持つ)

2 ビジュアル

- ・ 単純形状と具象形状がルール無く混在している。
- ・ エレメントの大小が混在している。
- ・ 統一感が無く、モチーフの表現レベルが曖昧。
- ・ ネガ ポジ 表現の規則性が曖昧。

3 展開性

- ・ 複数利用の場合、組み合わせしにくい。
- ・ カラー化した際、シルエットの意味性が曖昧なため、目立ちにくい。
- ・ 極小化したとき、見にくくなる図形が含まれている。
- ・ 視線距離の設定が曖昧。

04: マーク策定のための方針

1 機能面

- ・ 一目で何のマークか解るものとする。
- ・ 配列に規則性を持たせる。
- ・ 利用者にとって必要ない内容は、表示させない
- ・ ビジュアルの意図を明確にする。

2 ビジュアル

- ・ 広く一般に認知されている解りやすい形をベースとした表現とする。
- ・ 新たな意味を持たせるような抽象的な表現は行わない。
- ・ サイズのルール化。
- ・ 視覚的な統一感、表現レベルを合せる。

3 展開性

- ・ 組み合わせて表示する場合への対応。
 - ・ 基本的には、横右方向への展開とする。縦方向への展開は、マークの視認性や、展開ルールが煩雑になるため行わない。
 - ・ シルエットに意味を持たせる。
 - ・ 極小化しても解りやすい表現とする。
-

05: デザイン開発における必要条件及び、評価の項目

- 視認性 視覚的に解りやすいか。
 - 意味性 内容を的確に表現しているか否か。
 - 記憶性 記憶されやすいものであるか否か。(覚えやすいものであるか否か)
 - 訴求性 目立って印象に残りやすいか否か。 又 好感をもたれるか否か。
 - 識別性 一緒に使用した場合も、他のアイコンと明確に識別できるか否か。
 - 独自性 オリジナリティがあるか否か。
 - 信頼性 信頼感を与えるものであるか否か。
 - デザイン性 美しいものであるか否か。
 - 再現性 Web 画面や印刷物で再現性が高いか。
 - 適応性 Web 画面や印刷物などの使用条件に合致するか否か。
-

基本要素



左から、基本形、分野、形態、特則の順に配置される。

以下では、組み合わせパターンの構成と、アイコンの表現内容について、同時並行にて検討を行った。

06: 組み合わせのパターン検討

06-1: 組み合わせパターンの構成案

Type **A**



基本形が全体にかかるパターン

分野、形態、特則の表示が少ない場合は、全体の幅を狭くして対応する。

Type **B**



基本形、
分野、形態、特則の個別アイコン
を併記

基本形を最初に大きく提示し、付随する分野、形態、特則を併記する。

Type **C**



基本形＋分野、
形態、特則の個別アイコン

基本形と分野を同一化し、
形態、特則を付加要素とするパターン。

Type **D**



基本形＋分野、基本形＋形態
基本形＋特則

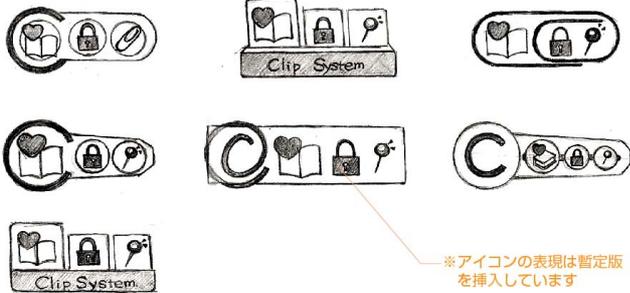
基本形が各々の個別アイコンに
重なるパターン。

06-2: 構成のラフアイデア検討

Type **A**



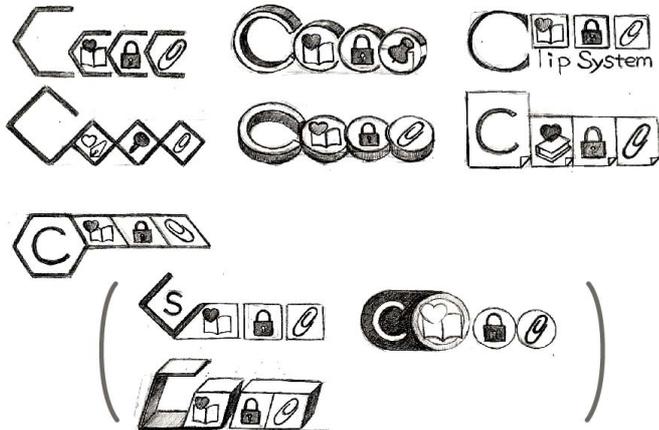
基本形が全体にかかるパターン



Type **B**



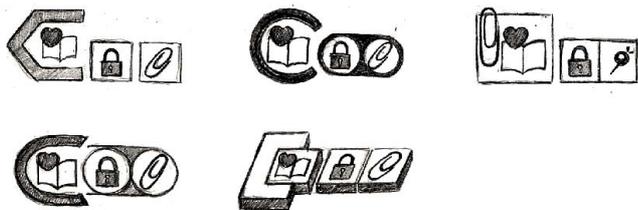
基本形、
分野、形態、特則の個別
アイコンを併記



Type **C**



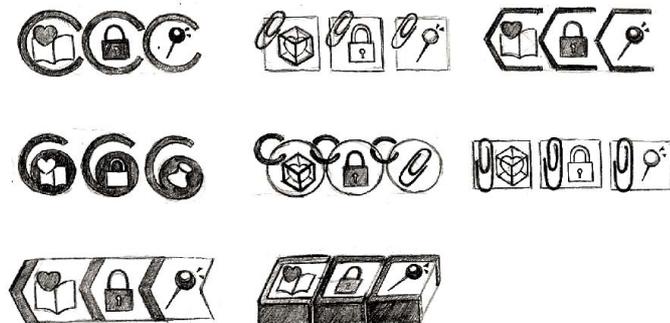
基本形+分野、
形態、特則の個別アイコン



Type **D**



基本形+分野、基本形+形態
基本形+特則



06-3: 構成のアイデア検討

構成Type

Type **A**

基本形が全体にかかるパターン

分野、形態、特則の表示が少ない場合は、全体の幅を狭くして対応する。

個々のアイコンを包括する全体のマークは、一般の人々が、システム名称を連想しやすいように、「クリップシステム」の名称より、「クリップ」をモチーフとして、構成しています。

視覚的な第一印象としては、クリップの枠、全体が印象に残り、その後、個々の注釈アイコンに注視されるものとしています。

展開については、枠の間、上下ラインが拡張し、個々のバリエーションに対応します。

Idea **1**

06-3: 構成のアイデア検討

Idea 1

バリエーション

基本



サイズ

最小(印刷用)



基本+分野



背景が濃色の場合



基本+分野+形態



基本+分野+形態+特則

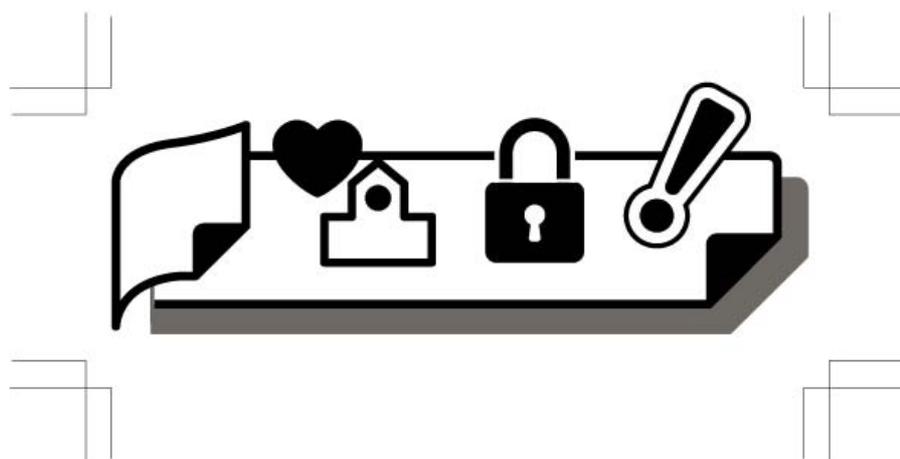


06-3: 構成のアイデア検討



システム全体のマークのモチーフは、「レイヤー構成の複数のコンテンツ」とし、印刷物や動画等のコンテンツを表現します。

要素が増える場合は、2階層目のレイヤーが横に伸びて表現します。

Idea **2**

06-3: 構成のアイデア検討

Idea 2

バリエーション

基本



サイズ

最小(印刷用)



基本+分野



背景が濃色の場合



基本+分野+形態



基本+分野+形態+特則



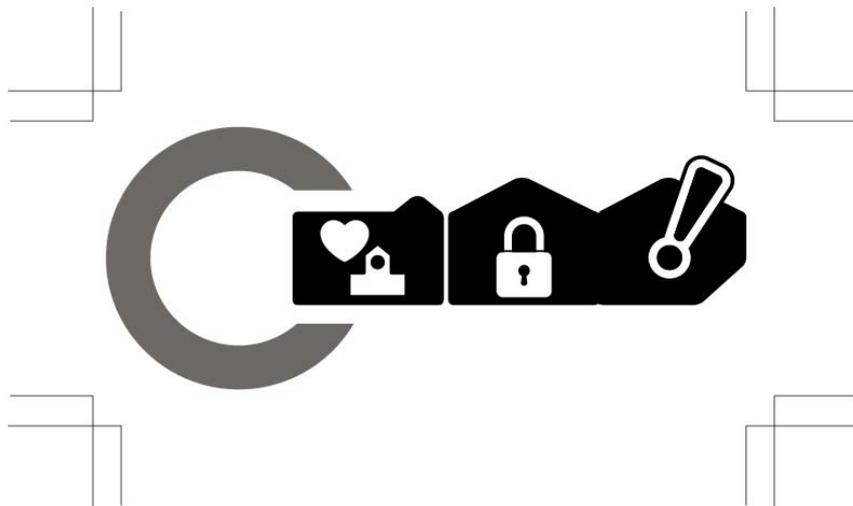
06-3: 構成のアイデア検討



Clip システムを、コンテンツの流通の「カギ」ととらえ、マーク全体に「カギ」のイメージを表現します。

様々な条件が増加するに従って、複雑なカギが構成されていく様を表現します。

Idea 3



06-3: 構成のアイデア検討

Idea 3

バリエーション

基本



基本+分野



基本+分野+形態



基本+分野+形態+特則



サイズ

最小(印刷用)



背景が濃色の場合

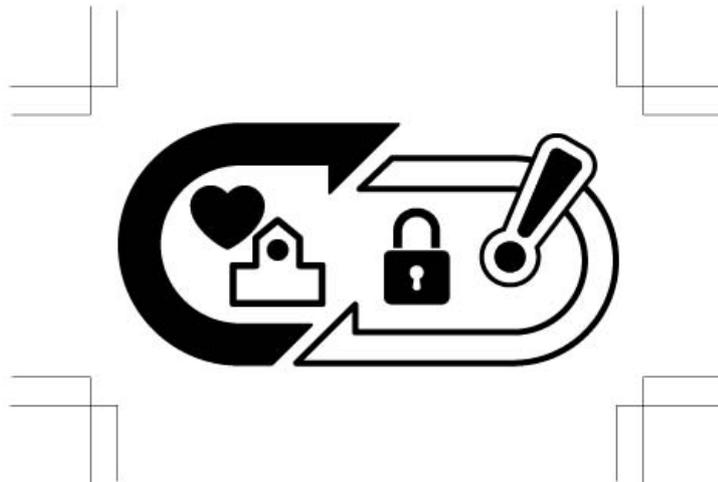


06-3: 構成のアイデア検討



システム名称の「クリップ」及び、コンテンツが流通し、相乗効果として、各々のコンテンツが、スパイラルアップされることを想起させるため、「回転する矢印とクリップ」をモチーフとして、全体のマークを構成しています。

Idea 4



06-3: 構成のアイデア検討

Idea **4**

バリエーション

基本



基本+分野



基本+分野+形態



基本+分野+形態+特則



サイズ

最小(印刷用)



背景が濃色の場合

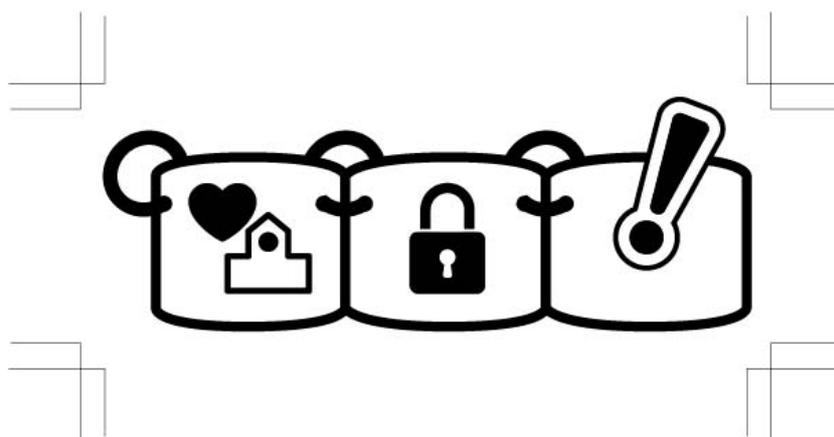


06-3: 構成のアイデア検討



連なる、重なるといった、「チェーン」をモチーフとして、
個々の分野、条件等が連なっている様を表します。

「チェーン」をモチーフにすることによって、オリジナル
コンテンツと、流通されるコンテンツの繋がりを表現します。

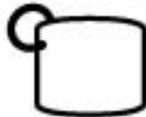
Idea **5**

06-3: 構成のアイデア検討

Idea **5**

バリエーション

基本



基本+分野



基本+分野+形態



基本+分野+形態+特則



サイズ

最小(印刷用)



背景が濃色の場合



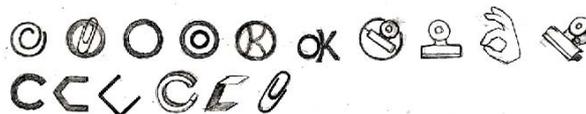
06-4: アイデアの選択、絞込み

構成、組み合わせパターン例

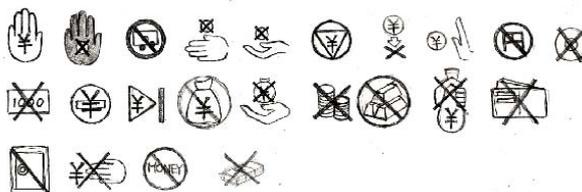
		優 ◎ +1	良 ○ 0	可 △ -1	評価項目	視認性	意味性	記憶性	訴求性	識別性	独自性	信頼性	デザイン性	再現性	適応性	トータル	評価
Type A	 <p>基本形が全体にかかるパターン</p> <p>分野、形態、特則の表示が少ない場合は、全体の幅を狭くして対応する。</p>	<p style="color: red;">枠線囲み部分はアイデアの絞込み案として新たにIdea A、Idea Bとします。</p>															
		<p>Idea 1</p>  <p>◎ ○ ◎ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ +3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枠で囲むため、マークとしての一体感があり視認性に優れる。 ・マークが、かたまりとして認識されるため、縮小表示しても認知されやすく、訴求性、記憶性が高い。 ・システム名称としてのクリップを端的に表現している。 	Idea A														
Type B	 <p>基本形+分野、形態、特則の個別アイコンを併記</p> <p>基本形を最初に大きく提示し、付随する分野、形態、特則を併記する。</p>	<p>Idea 2</p>  <p>△ ○ ○ ○ ○ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 0</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件の増加に伴い、横に伸びる状態をわかりやすく表現する独自性がある。 ・視認性の観点より、マークとしての一体感が若干弱い。 ・自由利用マークと印象が重なってしまう。 															
		<p>Idea 3</p>  <p>○ ○ △ △ ○ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ -1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件の増加にともない形状に変化をつけて表現することによる独自性がある。 ・標準形で使用する場合と、条件が増加した場合で、マークの形状が変化するため、マークとして認知しにくく、記憶性、訴求性のポイントが弱い。 															
Type C	 <p>基本形+分野、形態、特則の個別アイコン</p> <p>基本形と分野を同一化し、形態、特則を付加要素とするパターン。</p>	<p>Idea 4</p>  <p>◎ ○ ◎ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ +3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枠で囲むため、マークとしての一体感があり視認性に優れる。 ・使用範囲と、条件にヒエラルキーをつけて表示するため、マークの左右で強弱をつけて、わかりやすく表示することが可能。 ・システム名称としてのクリップや、コンテンツが流通する様を端的に表現している。 	Idea B														
		<p>Idea 5</p>  <p>○ ○ △ △ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ -2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ形状が繰り返されることにより、展開がわかりやすい。 ・同じ形状の繰り返しが続くため、マークとしての一体感が弱く訴求性のポイントが弱い。 															
Type D	 <p>基本形+分野、基本形+形態 基本形+特則</p> <p>基本形が各々の個別アイコンに重なるパターン。</p>																

07-1: アイコン表現のラフアイデア検討

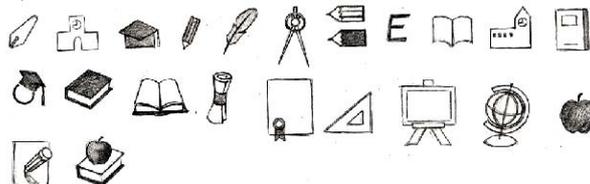
基本



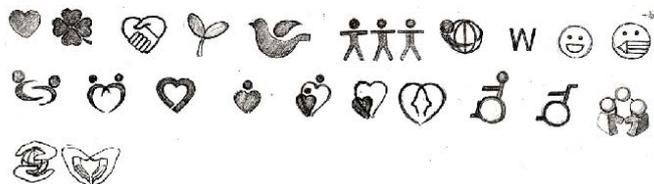
非営利



教育



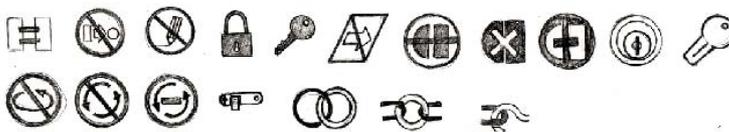
福祉



福祉/教育



改変不可

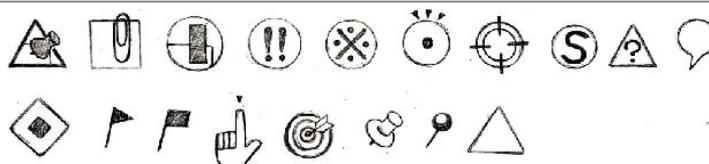


改変可



※「改変可」のアイコン表示については、機能面の検討において、利用者にとって紛らわしく、誤認の可能性があるため不要と判断します。ただし、「改変不可」の意味を深めるため検討しています。

特則あり



07-2: 各アイコン表現の検討

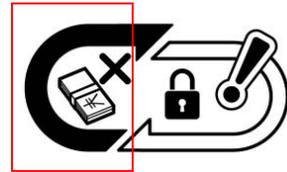
非営利 アイコン

表現内容の検討

Nonprofit をシンプルにとらえ、

Non=否定=×

Profit=得する=お金 としました。



お金の ¥ マークは、極小化した場合、認識しにくくなりますが、「何か表示している」感が、お札らしさを演出するため、あえて採用しています。

Xの位置は、「お札」のアイコンと重ねず、独立して表示を行い、視認性へ配慮します。

また、Xの位置は、福祉・教育アイコンの配置レイアウトと変える（右上に配置）ことによって、福祉・教育アイコンとの区別を明確にしています。

アイデア展開

	お金 + \		<p>※ \ の表現は、図と重ねて表現すると、判別しにくい。→図を別けて表示する。 ※図中、コインに対する \ の表現は、「コインを否定」という意味合いが強調される。→「お札」による表現にて対応。</p>
	お金 + 手		<p>※「手」による表現は、縮小すると手の形状としての判別性が弱くなる。 ※「手」による「お金を受け取らない」という表現は、縮小して表示すると、認識しにくくなる。</p>
地球	地球 + α		<p>※「お金」以外の表現を行うと、「非営利」の意味以外として認識される可能性がある。</p>
手			<p>※その他の表現の検討。形状が複雑になってしまい、視認性、意味性が弱くなる。</p>

07-2: 各アイコン表現の検討

福祉/教育 アイコン

表現内容の検討

福祉＝ハート

教育＝建物

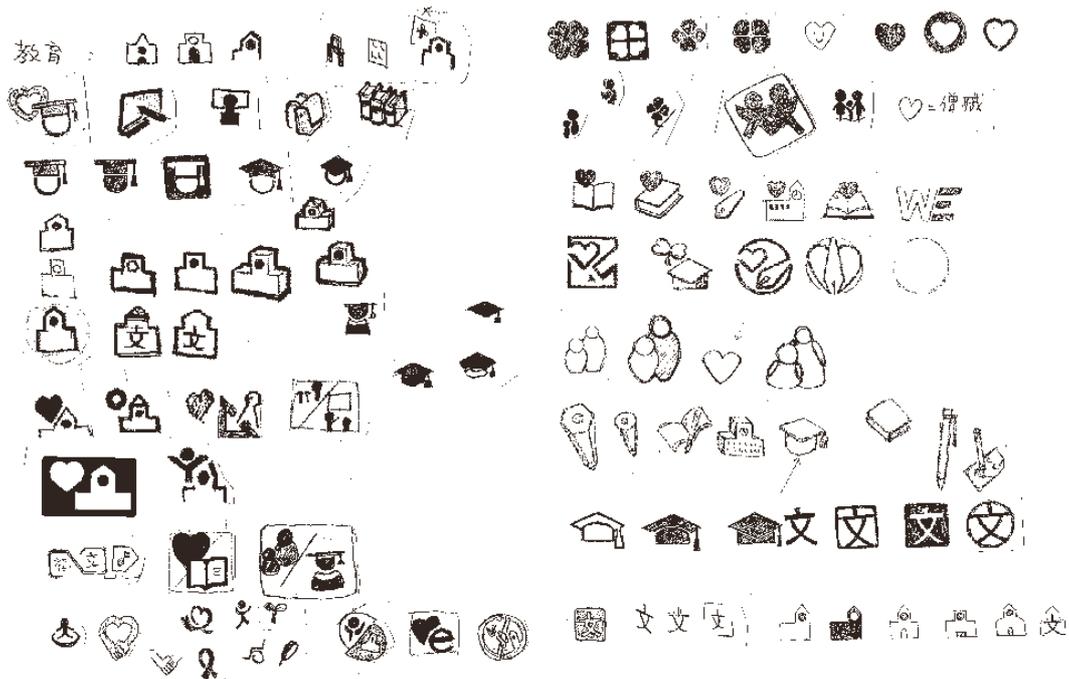
縮小しても意味のわかる形
 によって2つの分野を並列で
 表します。



福祉・教育の分野を、互いに同程度のサイズのアイコンで、かつネガポジにより2つの分野を区別して解りやすく表現しています。
 視認性に配慮し、最小サイズでも容易に判断できる単純形状によって、組み合わせて表示します。
 同じ位置に配置される「非営利分野」のアイコンと 組み合わせの位置（左上に配置）を変え、「非営利分野」のアイコンとの区別を明確にします。

アイデア展開

福祉分野＝「ハート」を用いた実例は、一般的に多く、解りやすさや広く認知されているという観点から採用。
 また、縮小しても認識しやすい形状、かつ教育分野と併記して使用しても解りやすく明解な単純形状であるため。
 教育分野＝広義の意味として、教育分野を伝えるのにふさわしいものとして、「建物」をモチーフとして採用。
 （他のペンや道具を扱ったアイデアは、その物の意味性が強くなってしまう）
 また、縮小しても判断しやすい形状、かつ福祉分野と併記して使用するためできるだけ解りやすい単純な形として扱い、表示します。



07-2: 各アイコン表現の検討

改変可/改変不可 アイコン

表現内容の検討

改変不可 = 錠前で表現し、
 改変可 = 表示を行わない とし、
 利用者が誤って認識するのを
 防ぎます。



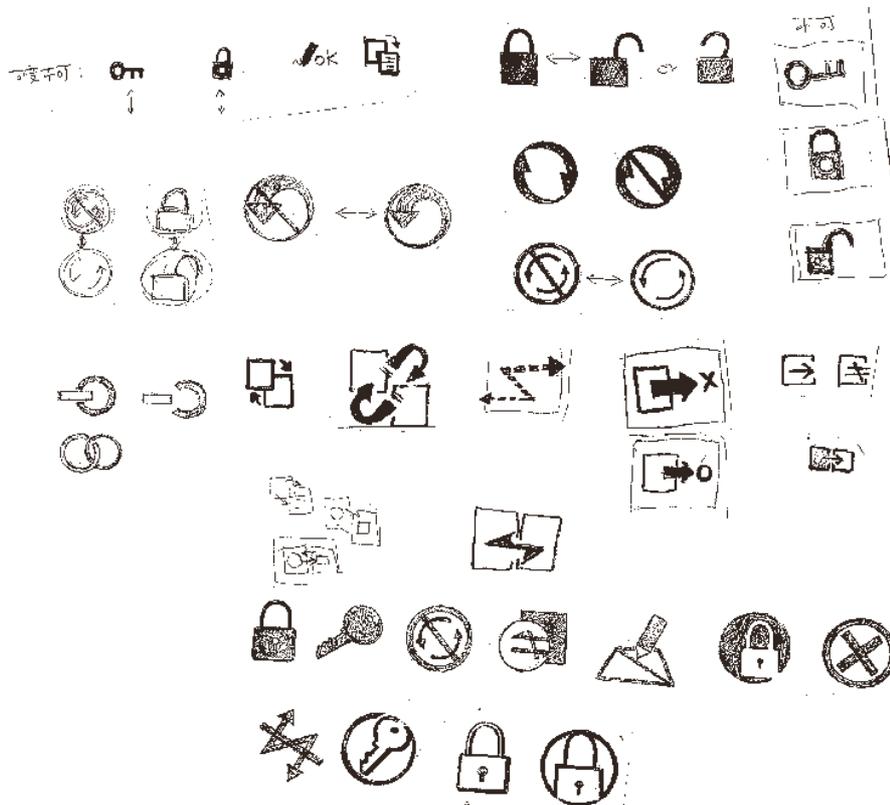
錠前がロックしていることが、サイズを縮小しても解るような形状とします。

アイデア展開 ※「改変可」のアイコン表示について

本システムのマーク構成は、何も制約が無い場合は、「基本形」のみで表し、
 分野、形態、特則など、何か制約がある場合のみ、各々のアイコンと組み合わせて表示します。
 「改変可」は、「何も制約を受けずに、自由に改変してもよい」という意味としてとらえるため、
 表示を行いません。

※一目で、どのような制約が表示されているかを認知してもらうため、逆の意味として認知されて
 しまう情報は表示しないものとします。

※利用者にとって、紛らわしく誤認の可能性があるもの、反対の意味として理解されてしまうもの
 は、解りやすさ、認知性の観点からも表示を行わないものとします。



07-2: 各アイコン表現の検討

特則 アイコン

表現内容の検討

感嘆符（エクスクラメーションマーク）で表現します。
 枠から突出し、強調して表現することにより、
 他のアイコンに比べて特別の意味をもたせます。



機能面では、他の「分野」「形態」よりも注力して確認、認知させる必要があるため、サイズを大きく表示します。また、マウスマウスカーソルを重ね、クリックしやすいという操作面の観点からも、サイズを大きくしています。
 （特則のアイコンをクリックすることにより、任意の特則 説明ページにリンクします。）

アイデア展開

※他の「分野」「形態」のアイコンに比べ、「特則」は、特別な意味性を持たせるため、他の表現方法（具象的な表現を主としたもの）と差をつけて表現しています。
 注意を促す単純な記号表記として、一般的に認知されている「！」をモチーフとして表現します。
 スミベタの面積を大きくした表現は、マウスマウスカーソルが、重なって表示されても画面上で解りやすく表示することへの配慮となります。
 極小化して表示しても、他のアイコンよりもきわだって印象に残るものとしします。



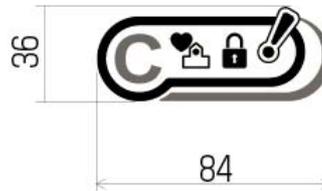
08: マークの表示ルールについて

08-1: マークの表記サイズ

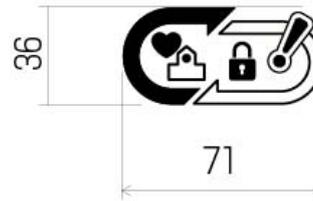
表示サイズ、最大幅について検討
 マークとして認識できる使用サイズを設定します。

①. Web で表示する最小サイズ (単位: ピクセル)

Idea 1

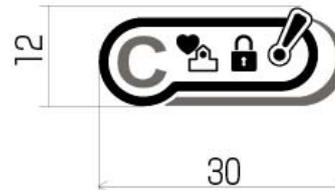


Idea 4

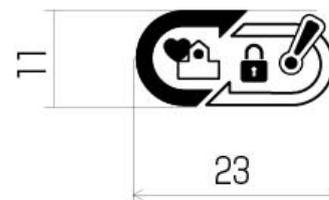


②. 印刷物で表示する最小サイズ (単位: mm)

Idea 1

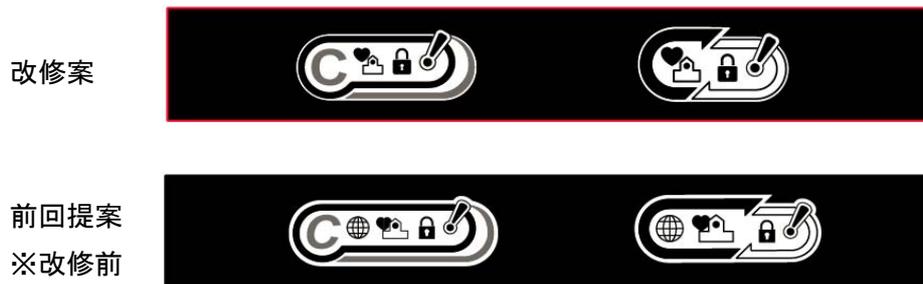


Idea 4



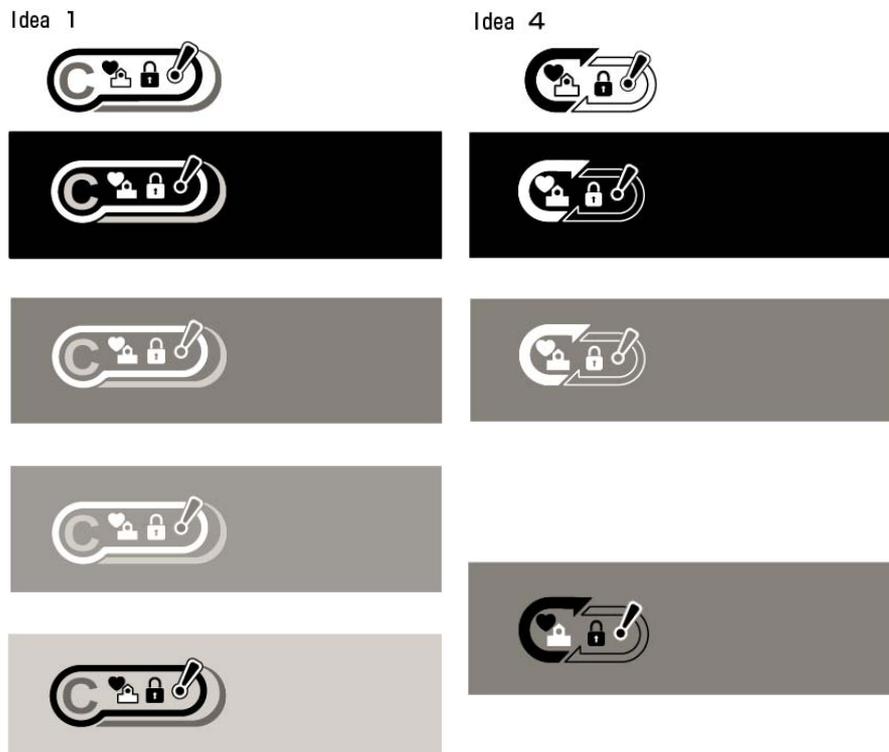
08-2: マークと背景色について

- ・マークと背景色の関係について検討
- ・基本的には、ネガポジ反転は行わず、マークのベース色は白とします。
- ・背景に色が配置される場合は、白縁をつけて表示します。



※アイコン及び表現方式は、第一次案のものであり、最終案とは異なります。

・背景色の濃淡による見え方の考察



09: Idea A 展開例

基本



基本+分野



基本+分野



基本+分野



基本+特則



基本+分野+条件



基本+分野+条件



基本+分野+特則



基本+分野+特則



基本+分野+条件+特則



基本+分野+条件+特則



基本+条件+特則



検討項目 100326 委員会での指摘事項

- ① 基本形の検討 Cだけだと権利主張と捉えられるかもしれないため「CLIP」もしくは「Clip System」を表記する場合を検討。

➡ 短く完結に、基本形は「CLIP」の表記として提案します。
- ② グレー色の検討（黒色はきつい印象を持たれる可能性あり）

➡ 背景にくる色との明度差を考慮し、どのような背景色の場合でも認識可能なグレー表現のマークを示します。
- ③ 非営利のアイコンの表現 検討

➡ スミベタの背景色に、白抜きで「¥」を表示、右上に不可の意味として「×」を配置したものを提案します。主に画面表示にて、はっきり形がわかる表現としています。
- ④ アイコン ネガ表現の検討

➡ 非営利アイコンの表現の検討結果から、「福祉・教育」分野のアイコンとの違いが明確にわかるように、教育のアイコンは **線表現** として提案します。
- ⑤ クリップ外周の曲線形状の修正

➡ マークとして一体に見えるように、内側に寄せて調整します。
- ⑥ 固定枠の検討 枠の長さが実際は中途半端な増減になるので、あえて固定枠にするかどうか検討する。

➡ 固定枠を検討した結果、空白部分が散漫となるため、3パターンの枠を用意して、対応します。

検討項目

- ① 基本形の検討 Cだけだと権利主張と捉えられるかもしれないため「CLIP」もしくは「Clip System」を表記する場合を検討。

短く完結に、基本形は「CLIP」の表記として提案します。

現行案



変更案

①.



2.



3.



検討項目

② グレー色の検討（黒色はきつい印象を持たれる可能性あり）

背景にくる色との明度差を考慮し、どのような背景色の
場合でも認識可能なグレー表現のマーク（枠線囲み）を提案します。

	背景色100%	背景色50%	背景色20%
現行案  K60 : K100 : K60			
2.  K60 : K75 : K60			
3.  K60 : K60 : K60			
4.  K60 : K60 : K40			
5.  K60 : K40 : K40			

検討項目

3 非営利のアイコンの表現 検討

スミベタの背景色に、白抜きで「¥」を表示、右上に不可の意味として「×」を配置。主に画面表示にて、はっきり形がわかる表現としています。

現行案



変更案



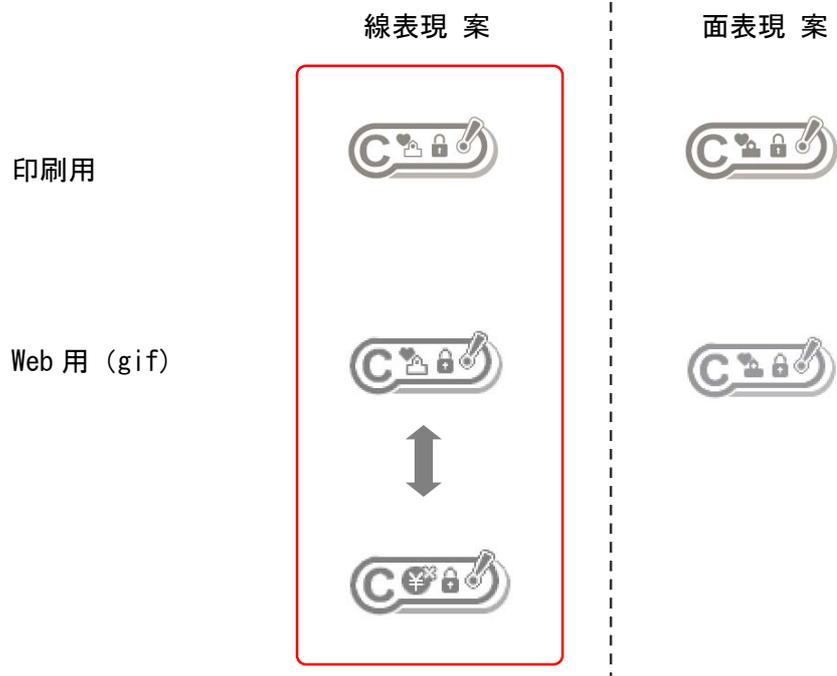
検討案

- | | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 1. | 2. | | |
| 3. | 4. | 5. | |
| 6. | 7. | 8. | 9. |
| 10. | 11. | 12. | 13. |
| 14. | 15. | 16. | |
| 17. | 18. | 19. | 20. |
| 21. | 22. | 23. | 24. |
| 25. | 26. | 27. | 28. |
| 29. | 30. | 31. | |

検討項目

4 アイコン ネガ表現の検討

非営利アイコンの表現の検討結果から、「福祉・教育」分野のアイコンとの違いが明確にわかるように、教育のアイコンは **線表現** として提案します。



検討項目

5 クリップ外周の曲線形状の修正

マークとして一体に見えるように、内側に寄せて調整。

現行案



クリップ曲線形状 修正



現行案



検討項目

6 固定枠の検討

枠の長さが実際は中途半端な増減になるので、あえて固定枠にするかどうか検討する。

固定枠を検討した結果、空白部分が散漫となるため、サイズ可変案（3サイズ）で対応します。

サイズ固定案

基本形



基本+分野



基本+分野



基本+形態



基本+特則



基本+分野+形態



基本+分野+形態



基本+分野+特則



基本+分野+特則



基本+形態+特則



基本+分野+形態+特則



基本+分野+形態+特則



サイズ可変案（3サイズ）

1. 基本形



基本+分野



基本+分野



基本+形態



基本+特則



2.

基本+分野+形態



基本+分野+形態



基本+分野+特則



基本+分野+特則



基本+形態+特則



3.

基本+分野+形態+特則



基本+分野+形態+特則



3. CLIP マークのガイドライン

(※次頁より)

< 「CLIP マークのガイドライン」に関する注意点 >

「CLIP マークのガイドライン」の文中の「★★」の表記は、CLIP システムの本運用開始にあたって確定する情報（URL 等）が記入されるべきことを示している。

Contents License Intent Presentation

CLIP マークのガイドライン

Ver.1 (平成 22 年 3 月) 文化庁

INDEX

I. 本ガイドラインについて	1
II. CLIP マークの構成要素について	3
III. CLIP マークのパターンについて	5
IV. CLIP マークの配色について	6
V. CLIP マークと背景色について	7
VI. CLIP マークの使用サイズについて	8
VII. CLIP マークのアイソレーションについて	9
VIII. CLIP マークの禁則について	10
IX. CLIP マークの表示例	11
X. CLIP マークの制作にあたって	14

I. 本ガイドラインについて

「CLIP マークのガイドライン」では、「CLIP システム (<http://www.bunka.go.jp/clipsystem/>)」を通じて、著作物等の利用許諾の意思表示をするための「CLIP マーク」を設置・表示する際のデザイン上のルールについて、主に説明しています。本ガイドラインの内容をよくご確認頂いたうえで、CLIP マークを設置・表示してください。

■CLIP システムとは

CLIP システムは、自分の生み出した作品を、自分の希望する利用許諾条件で発信することをお手伝いするシステムです。法律や技術に関する知識が無くても、CLIP システム上での簡単な選択・入力だけで、自分の希望する利用許諾条件をわかりやすく示すマークを取得できます。ネットワーク等での著作物等の流通円滑化の観点から文化庁が構築しました。「CLIP」はコンテンツの意思表示を意味する「Contents License Intent Presentation」の略から命名しています。

■CLIP マークの役割

著作権者等は、CLIP システムを使って、自分の著作物等の利用許諾条件を予め設定し、その条件をわかりやすくマーク（CLIP マーク）で意思表示できます。

CLIP マークをインターネット上で表示する場合、CLIP マークは利用許諾条件の概要を説明するウェブサイトへのリンクとなっているので、利用希望者はすぐに利用許諾条件を確認することができます。

【CLIP マークの例】

CLIP マークとは、このようなマークです。



著作物等の利用希望者にとっては、CLIP マークを通じて意思表示された利用許諾条件に従うのであれば、著作権者等の許諾を利用の都度得る必要なく、すぐに利用することが可能になります。

■CLIP マークの取得・設置方法と注意点

CLIP マークの取得・設置方法については、「CLIP システム説明書」(<http://www.bunka.go.jp/clipsystem/★★>)で説明されています。本ガイドラインとともに、「CLIP システム説明書」も是非ご参照下さい。

また、「利用規約」(CLIP システム使用上のルール)や「ライセンス条項」(著作物等の利用許諾条件の詳細を規定する文書。要点は「ライセンス条項のポイント」という比較的短い文書で確認して頂くことができます)の内容をよく理解していただいた上で CLIP マークの取得・設置をして下さい。

利用規約は、<http://www.bunka.go.jp/clipsystem/★★>からご覧になれます。

ライセンス条項は、<http://www.bunka.go.jp/clipsystem/★★>からご覧になれます。

ライセンス条項のポイントは、<http://www.bunka.go.jp/clipsystem/★★>からご覧になれます。

CLIP マークを取得されたい場合は、<http://www.bunka.go.jp/clipsystem/★★>にアクセスして頂き、指定された流れで選択・入力をする、CLIP マークのデータ等をダウンロードできます。

■CLIP マークがついた著作物等を利用されたい場合

CLIP マークを通じて意思表示された利用許諾条件に従うのであれば、著作権者等の許諾を利用の都度得る必要なく、すぐに利用することが可能になります。CLIP システム上で公開されている「ライセンス条項」(著作物等の利用許諾条件の詳細を規定する文書。要点は「ライセンス条項のポイント」という比較的短い文書で確認して頂くことができます)の内容をよく理解していただいた上で、利用して下さい。

ライセンス条項は、<http://www.bunka.go.jp/clipsystem/★★>からご覧になれます。

ライセンス条項のポイントは、<http://www.bunka.go.jp/clipsystem/★★>からご覧になれます。

II. CLIP マークの構成要素について

CLIP マークは、利用許諾条件を分かりやすく示すため、いくつかのアイコン等を組み合わせて表示されます。

各アイコン等は、それぞれ以下の内容を示しています。

	<p>「CLIP マークであること」を示します。 CLIP システムでは、「基本マーク」と呼んでいます。 下記の 4 種のアイコンのいずれかが表示される場合には、「C」だけが表示され、「LIP」の文字は無くなります。</p> <p>CLIP マークに共通して使用される基本マークは、一般の人々が、システム名称である「CLIP システム」を連想しやすいように、「クリップ」をモチーフとして、構成しています。 視覚的な第一印象としては、クリップの枠、全体が印象に残り、その後、個々のアイコンに注視されるものとしています。</p>
	<p>「利用目的を非営利目的に限定すること」を示します。 CLIP システムでは、「非営利アイコン」と呼んでいます。</p>
	<p>「利用目的を非営利の福祉・教育目的に限定すること」を示します。 CLIP システムでは、「福祉・教育アイコン」と呼んでいます。</p>
	<p>「変更はできずコピーのみ可であること」を示します。 CLIP システムでは、「改変不可アイコン」と呼んでいます。</p>
	<p>「追加条件がある」ことを示します。 CLIP システムでは、「追加条件」アイコンと呼んでいます。</p>

Ⅲ. CLIP マークのパターンについて

■CLIP マークは全部で 12 パターン

CLIP システムでは、著作権者等の権利者の方は、自分の著作物等について、

「許諾する利用の目的」の 3 つの選択肢：

- ① 利用目的に制限なし
- ② 非営利目的に限定
- ③ 非営利の福祉・教育目的に限定

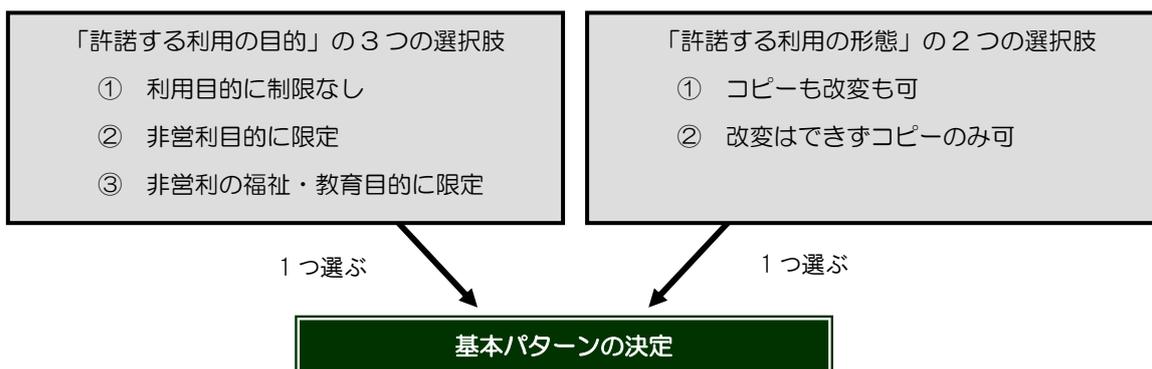
と

「許諾する利用の形態」の 2 つの選択肢：

- ① コピーも改変も可
- ② 改変はできずコピーのみ可

からそれぞれ 1 つずつを選択して、利用許諾条件の「基本パターン」を設定します。

基本パターンは全部で 6 つ（「許諾する利用の目的」3 種 × 「許諾する利用の形態」2 種の組み合わせ）となります。



「基本パターン」だけではご希望の利用許諾条件を示すのに不十分である場合には、ルールに従って「追加条件」を設定することも可能となっています。6 つの「基本パターン」それぞれに「追加条件」を設定できます。

CLIP マークは、6 つの「基本パターン」と、各「基本パターン」に「追加条件」を設定した場合の計 12 パターンが用意されています。

■12 パターンの CLIP マーク一覧

基本パターンの6つは、次のような CLIP マークとなります。

【6つの基本パターン】

	利用目的に制限なし	非営利目的に限定	非営利の 福祉・教育目的に限定
コピーも改変も可			
改変はできず コピーのみ可			

6つの基本パターンに追加条件が設定された場合には、追加条件があることを示すアイコンが追加され、次のような CLIP マークとなります。

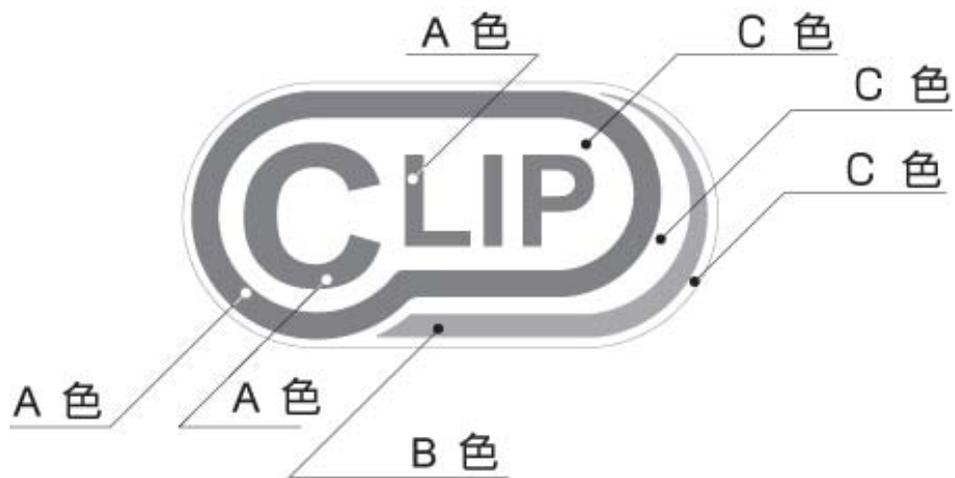
【追加条件ありの6パターン】

	利用目的に制限なし	非営利目的に限定	非営利の 福祉・教育目的に限定
コピーも改変も可			
改変はできず コピーのみ可			

IV. CLIP マークの配色について

■CLIP マークは特定の単色のみ使用

ダウンロードして使用するマークの色については、そのまま変更せずに使用してください。

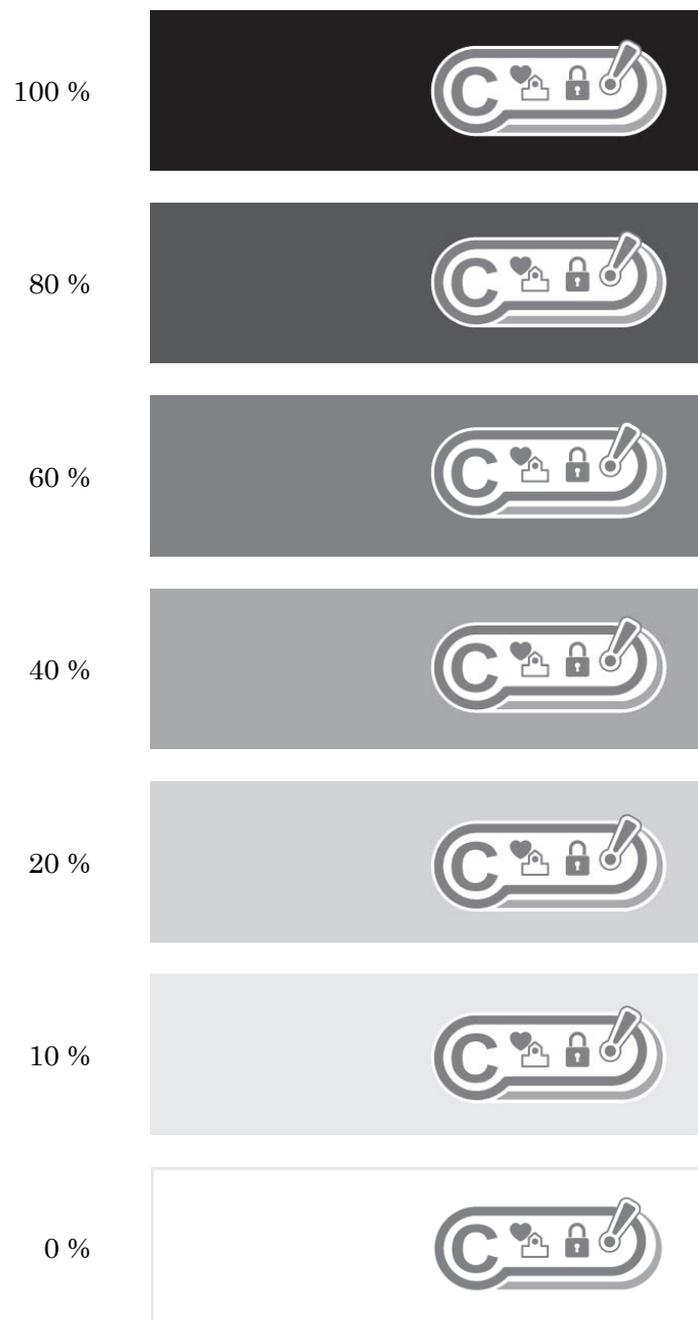


	A色 ダークグレー	B色 グレー	C色 白
CMYK	C M Y K 0 0 0 60%	C M Y K 0 0 0 40%	C M Y K 0 0 0 0%
RGB	R G B 102 102 102	R G B 153 153 153	R G B 255 255 255
Web セーフカラー	#666666	#999999	#FFFFFF

V. CLIP マークと背景色について

■背景色にかかわらず CLIP マークは同じ色

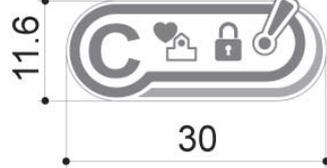
背景色の明度に関わらず、使用するロゴの色は変わりません。



VI. CLIP マークの使用サイズについて

■CLIP マークにはサイズ規定あり

CLIP マークは印刷に使用する場合、Web に使用する場合、それぞれ以下のようにアイコンの組み合わせに応じてサイズを 3 パターンに規定していますので、サイズを守って使用して下さい。

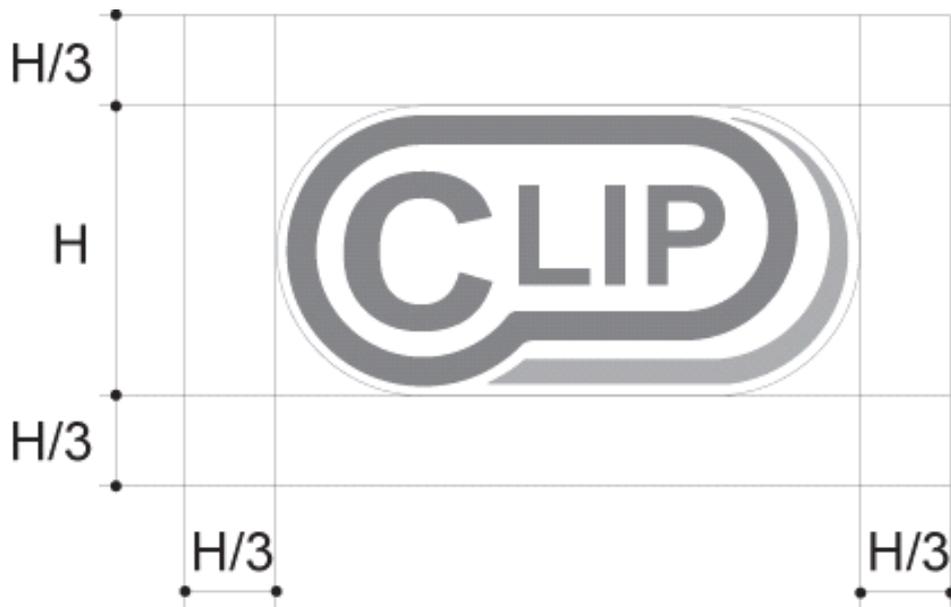
印刷物用		(単位 : mm)
 <p>11.6 23.3</p>	 <p>11.6 26.8</p>	 <p>11.6 30</p>

Web 用		(単位 : pxl)
 <p>33 66</p>	 <p>33 76</p>	 <p>33 86</p>

Ⅶ. CLIP マークのアイソレーションについて

■CLIP マークの周囲には余白を

マークを他のイメージ要素から独立して表示し、識別性を高め、効果的に表示するため、図に示す範囲内は極力他の要素を表示せず、余白として使用してください。



VIII. CLIP マークの禁則について

■CLIP マークの色の変更・変形の禁止

マークの独立性、識別性を保つため、色や形を変形することは禁止します。

<p>・色を変えない</p>	<p>・濃淡を変えない</p>
	
<p>・全体を変形しない</p>	<p>・部分を変形しない</p>
	
 	<p>・回転しない</p>  

IX. CLIP マークの表示例

■Web 表示例

① Web ページ内の特定の著作物等に CLIP マークをつける場合：

The screenshot shows the website of the Agency for Cultural Affairs (文化庁). The page is titled "調査研究" (Research) and lists several reports. One report, "著作物の流通・契約システムの調査研究『著作権制度における権利制限規定に関する調査研究』報告書(平成21年3月)", has a CLIP mark (a lock icon) next to it. A tooltip next to the CLIP mark states: "この著作物は CLIP システムによりライセンスされています。" (This work is licensed by the CLIP system).

HOME > 著作権 > 著作権制度に関する情報 > 調査研究

調査研究

- ・映像コンテンツに係る諸外国の契約実態調査等に関する委員会報告書 (PDF形式(2.13MB))
- ・「著作物の流通・契約システムの調査研究『著作権制度における権利制限規定に関する調査研究』報告書(平成21年3月)」別冊「その他の諸外国地域における権利制限規定に関する調査研究」-レポート二 (PDF形式(736KB))
- ・著作物の流通・契約システムの調査研究『著作権制度における権利制限規定に関する調査研究』報告書(平成21年3月) (PDF形式(1.86MB))  この著作物は CLIP システムによりライセンスされています。
- ・平成19年度著作物等のネットワーク流通を推進するための意思表示システムの構築に関する調査研究会報告書(平成20年3月) (PDF形式(1.05MB))
- ・知的財産立国の実現に向けた著作権制度の改善に関する調査研究—インターネットの普及に伴う創作・利用形態の変化について—(平成20年3月) (PDF形式(600KB))
- ・著作物等の保護と利用円滑化方策に関する調査研究—諸外国の著作物等の保護期間について—(平成20年2月) (PDF形式(1.62MB))
- ・コンテンツの円滑な利用の促進に係る著作権制度に関する調査研究(平成19年3月) (PDF形式(1.06MB))
- ・知的財産立国に向けた著作権制度の改善に関する調査研究—情報通信技術の進展した海外の著作権制度について—(平成18年3月) (PDF形式(998KB))
- ・平成15年度「著作物の流通契約システム」の調査研究報告書 (PDF形式(268KB))
- ・平成15年度「バーチャル著作物マーケット」の実証実験報告書

どの著作物に CLIP マークがつけられているかが分かりやすくなるようにしてください。CLIP マークのすぐそばに、「この著作物は CLIP システムによりライセンスされています。」という文言が表示されるようにします。ルールの詳細は「CLIP システム説明書」(<http://www.bunka.go.jp/clipsystem/★★>)をご参照下さい。

② Web ページ全体に CLIP マークをつける場合：

The screenshot shows the website of the Agency for Cultural Affairs (文化庁) with a navigation menu and a list of research reports under the 'Copyright' (著作権) section. Each report title is followed by a red CLIP icon and the file format and size in parentheses.

HOME > 著作権 > 著作権制度に関する情報 > 調査研究

調査研究

- ・映像コンテンツに係る諸外国の契約実態調査等に関する委員会報告書 (PDF形式(2.13MB))
- ・「著作物の流通・契約システムの調査研究『著作権制度における権利制限規定に関する調査研究』報告書(平成21年3月)」別冊「その他の諸外国地域における権利制限規定に関する調査研究」レポート (PDF形式(736KB))
- ・著作物の流通・契約システムの調査研究『著作権制度における権利制限規定に関する調査研究』報告書(平成21年3月) (PDF形式(1.86MB))
- ・平成19年度著作物等のネットワーク流通を推進するための意思表示システムの構築に関する調査研究会報告書(平成20年3月) (PDF形式(1.05MB))
- ・知的財産立国の実現に向けた著作権制度の改善に関する調査研究—インターネットの普及に伴う創作・利用形態の変化について—(平成20年3月) (PDF形式(600KB))
- ・著作物等の保護と利用円滑化方策に関する調査研究—諸外国の著作物等の保護期間について—(平成20年2月) (PDF形式(1.62MB))
- ・コンテンツの円滑な利用の促進に係る著作権制度に関する調査研究(平成19年3月) (PDF形式(1.06MB))
- ・知的財産立国に向けた著作権制度の改善に関する調査研究—情報通信技術の進展した海外の著作権制度について—(平成18年3月) (PDF形式(998KB))
- ・平成15年度「著作物の流通契約システム」の調査研究報告書 (PDF形式(268KB))
- ・平成15年度「バーチャル著作物マーケット」の実証実験報告書
- ・過去の放送番組の二次利用の促進に関する報告書の概要について(平成16年6月) (PDF形式(32KB))
- ・過去の放送番組の二次利用の促進に関する報告書(平成16年6月) (PDF形式(73KB))
- ・平成16年度「コンテンツ評価・ビジネスモデル」に関する調査研究報告書 (PDF形式(514KB))

PDF形式をご覧いただくためには、Adobe Readerが必要となります。お持ちでない方は、[こちら](#)からダウンロードしてください。

この著作物は CLIP システムによりライセンスされています。

Web ページ全体に CLIP マークがつけられていることが分かりやすくなるようにしてください。CLIP マークのすぐそばに、「この著作物は CLIP システムによりライセンスされています。」という文言が表示されるようにします。ルールの詳細は「CLIP システム説明書」(<http://www.bunka.go.jp/clipsystem/★★>)をご参照下さい。

■印刷物表示例

著作権制度における権利制限規定に関する調査研究 報告書	
□■□目次□■□	
はじめに	1
1. 本調査研究の目的	1
2. 本調査研究の方法	2
第Ⅰ章 現行法の状況	5
1. はじめに	5
2. 問題の所在	5
3. 解釈論・個別的立法論の可能性と限界	11
第Ⅱ章 英米法及び大陸法における権利制限規定等	17
1. 米国法における権利制限規定の構造	17
2. 米国におけるフェア・ユースに関する学説	24
3. 米国フェア・ユース関連判決について	43
4. 米国における訴訟制度・法文化等	64
5. 英国における権利制限規定の動向について	71
6. カナダ、オーストラリアにおける立法動向について	78
7. 大陸法における権利制限規定の構造等	82
第Ⅲ章 一般規定の意義および課題	101
1. はじめに	101
2. 考えられる意義	101
3. 一般規定を導入する際の課題	102
参考資料編	



<http://www.bunka.go.jp/clipsystem/★★>
この著作物は CLIP システムによりライセンスされています。

印刷物に CLIP マークを表示する場合には、CLIP マークのすぐそばに、該当する「ライセンス条項のポイント」の URL が表示されるようにして下さい。また、CLIP マークのすぐそばに、「この著作物は CLIP システムによりライセンスされています。」という文言が表示されるようにします。ルールの詳細は「CLIP システム説明書」(<http://www.bunka.go.jp/clipsystem/★★>)をご参照下さい。

なお、本ガイドラインの最終ページにも CLIP マークが表示されていますので、印刷物に CLIP マークを表示する場合の参考にして下さい。

X. CLIP マークの制作にあたって

CLIP マークは、「著作物等のネットワーク流通を促進するための意思表示システムの構築に関する調査研究会」（座長：放送大学 尾崎史郎教授）において検討したコンセプトを踏まえ、調査研究会の下に設置された CLIP マークデザイン検討会（構成：多摩美術大学 森脇裕之准教授、株式会社平野デザイン設計、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）における検討を経て、株式会社平野デザイン設計が制作したものです。

お問合せ先： 文化庁著作権課著作物流通推進室 ★★



<http://www.bunka.go.jp/clipsystem/>★★

この著作物は CLIP システムによりライセンスされています。

Ver. 1.0（平成 22 年 3 月）

注:本ガイドラインは必要に応じて変更される可能性があります。最新版をご確認ください。
本ガイドラインは <http://www.bunka.go.jp/clipsystem/>★★でダウンロードできます。

V. 意思表示システムを解説する資料

本調査研究では、意思表示システムについての普及・啓発活動の重要性に鑑み、意思表示システムの解説・広報ツールの検討を行い、成果物として「CLIP システムのご紹介」、
「CLIP システム説明書」をとりまとめた。

1. 「CLIP システムのご紹介」

意思表示システムのパンフレット「CLIP システムのご紹介」は、主に本システムの認知度向上・提供者数拡大を目的として広く活用することを想定して、システムの概要、利用方法等を簡単かつわかりやすく解説したものである。

検討プロセスでは、試行版システムにおける「CLIP システムとは」、「CLIP マークの種類」、「CLIP マークを取得する」に記載された情報をもとに、モニター調査結果等も踏まえながら、記載されるべき内容・分かりやすい表現について検討した。

構成は、以下の通りである。

【CLIP システムのご紹介・構成】
・ 冒頭の紹介文
・ CLIP システムとは？
・ CLIP システムを使うメリットは？
・ CLIP システムの特徴は？
・ CLIP システムを活用した意思表示例
・ どうやって CLIP マークをつけるの？

「CLIP システムのご紹介」の活用方法としては、(a) 「CLIP システムのご紹介」全体を1つのファイルとし、CLIP システムのサイトにアップロードして、希望者がいつでもダウンロードできるようにする、(b) CLIP システムの普及宣伝活動で配布する（例えば、文化庁が開催する著作権関連セミナーでの配布／等）、ということが考えられる。

「CLIP システムのご紹介」のコンテンツは、本報告書の参考資料編に掲載されている⁴。

⁴ 本報告書の参考資料編に掲載されている「CLIP システムのご紹介」は、印刷用原稿ではなく、その前段階のコンテンツ（アウトプットイメージ）として作成したものである。また、CLIP システム本運用に際して確定する情報については記載できていない。

2. 「CLIP システム説明書」

意思表示システムの説明書は、著作物の提供者向けに CLIP システムの概要について比較的詳細に説明するとともに、CLIP システムを使ってどのような意思表示を行うことができるのかを、事例等を用いてわかりやすく解説したものである。

構成は、以下の通りである。

【CLIP システム説明書・構成】
I. CLIP システムとは
II. CLIP システムを活用した意思表示の具体例
III. CLIP マークの取得・設置方法
IV. 各 CLIP マークで示される利用許諾条件の概要
V. CLIP システム使用上のルール
資料編（※ライセンス条項及び利用規約の全文を掲載）

検討プロセスにおいては、モニター調査結果等を踏まえ、①できるだけ分かりやすい表現を用いること、②箇所ごとに必要な説明が配置されていること（よって、説明書全体として記述が重複することは問題としない）、③文字だけで説明するのではなく、図も用いて視覚的に分かり易くすること、等に留意した。

「CLIP システム説明書」の活用方法としては、(a) 「CLIP システム説明書」全体を 1 つのファイルとし、CLIP システムのサイトにアップロードして、希望者がいつでもダウンロードできるようにする、(b) 「CLIP システム説明書」のコンテンツのなかで分かりやすい説明は、CLIP システム上に適宜転載して CLIP システム全体の使いやすさの向上を図る、ということが考えられる。(b) の場合には、「CLIP システム説明書」における脚注・脚注文書に対応するよう、初心者へ解説が必要な文言が対応する解説ページへのリンクとして表示されるように配慮することが重要である。

「CLIP システム説明書」は、本報告書の参考資料編に掲載されている⁵。

⁵ 本報告書の参考資料編に掲載されている「CLIP システム説明書のご紹介」は、CLIP システム本運用に際して確定する情報（本運用画面のスクリーンショット、URL/等）について、記載できていない箇所が多数存在する。

VI. システムの利用拡大に向けた検討

本章では、CLIP システムの本格運用を行うに際して、より多くの者に利用されるようにシステムの利用拡大方策について検討を行った。

特に、本システムを用いて意思表示をした著作物が、検索エンジンの検索結果として表示されるようになることが、システムの利用拡大に資すると考えられるため、検索エンジン運営者に対するヒアリング等を通じて、意思表示した著作物が検索結果として表示されるようにするための方法等について確認し、検討を行った。

1. 検索エンジン等で検索可能とするための方法について

CLIP システムで意思表示されたコンテンツをヤフー等の検索エンジンで検索可能とするための方法について、検索エンジン運営者へインタビューを実施し検討した。

(1) ライセンス種類を検索するためのリンク先設定方法

ヤフーやグーグル等の検索エンジンは、Creative Commons(CC)ライセンスを検索するため、個々のライセンスを示すマーク（イメージファイル）のライセンス条件を説明しているページへのリンクタグをクロールして、利用しているようである。

例) CC の BY のライセンスの場合、ウェブページ上に以下のようなリンクタグがあれば、CC の BY のライセンスで提供しているとして、検索対象としている。

```
<a rel="license" href="http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/">
```

したがって、意思表示システムも、上記<a>タグを検索のキーとする CC と同様の仕様として、以下のように、href の値を、意思表示システム固有の値として、文化庁ホームページ上にある意思表示システムの各ライセンスのライセンス条項のポイントの URL とすることが望ましい。

```
<a rel="license" href="http://www.bunka.go.jp/clipsystem/●●/●ライセンス種類●/●バージョン●/●言語●/">
```

特則有りのライセンスの場合、試行版ではマークのリンク先ページを個別の特則ページとする仕様としているが、この仕様では、特則有りのライセンスで意思表示していることを検索できない。したがって、仕様を変更して、マークのリンク先ページを特則ありの場合でも、文化庁ホームページ上にある意思表示システムの各ライセンスのライセンス条項のポイントの URL とし、それとは別に特則ページへのリンクを設定するようすべきである。

(2) 作品のタイトル等の設定方法

作品のタイトル等については CC では以下の例のようなタグを自動生成しているが、ヤフー等の検索エンジンは現段階では対応していないようである。

今後、検索エンジンが CC の作品タイトル検索等に対応する可能性を考慮すると、CC と同様の仕様としておくことを検討することが望ましいと思われる。

図 1 CC のマーク取得画面で入力した入力値の例

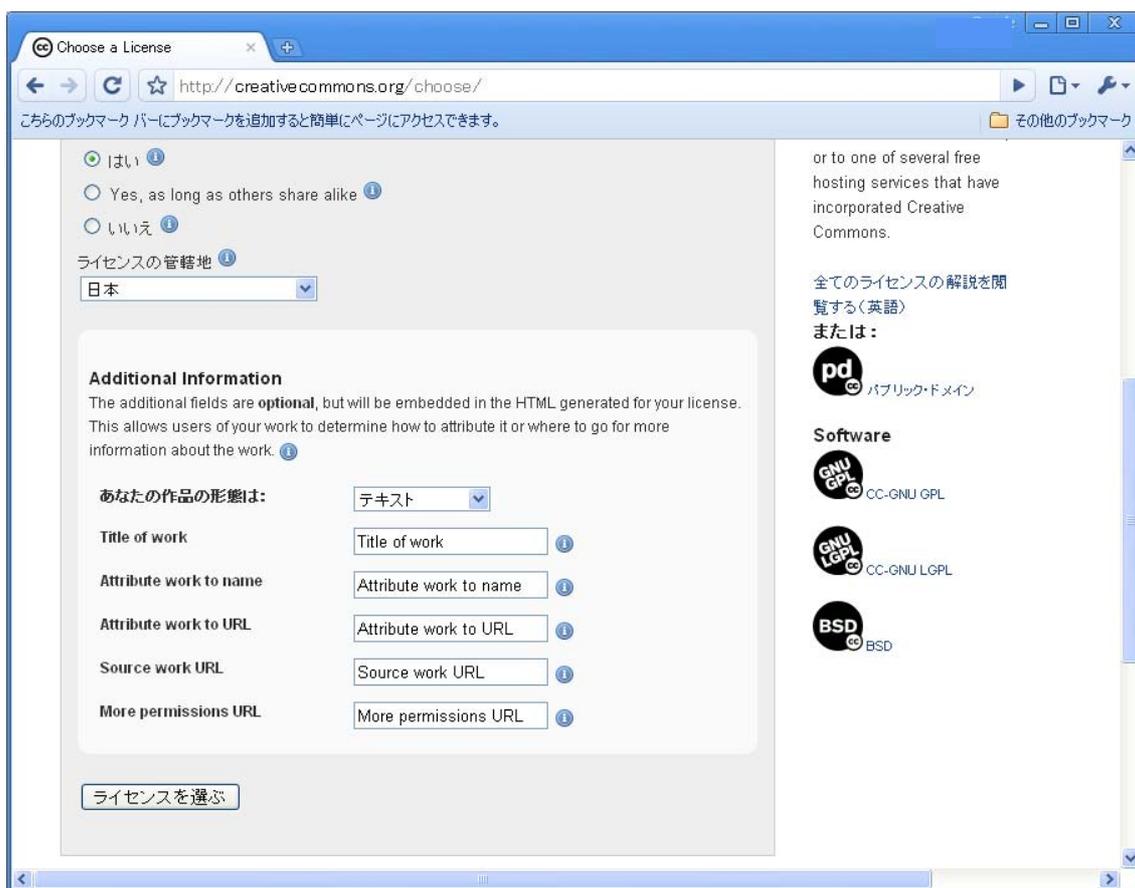


図 2 図 1 の入力値の場合に CC で自動生成されるタグの例

```
<a rel="license" href="http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/">
</a><br />
<span xmlns:dc="http://purl.org/dc/elements/1.1/"
href="http://purl.org/dc/dcmitype/Text" property="dc:title" rel="dc:type">
Title of work</span> by
<a xmlns:cc="http://creativecommons.org/ns#" href="Attribute work to URL"
property="cc:attributionName" rel="cc:attributionURL">
Attribute work to name</a> is licensed under a
<a rel="license" href="http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/">
Creative Commons &#34920;&#31034; 2.1 &#26085;&#26412; License</a>.
<br />Based on a work at
```

```
<a xmlns:dc="http://purl.org/dc/elements/1.1/" href="Source work URL" rel="dc:source">Source work URL</a>.  
<br />Permissions beyond the scope of this license may be available at <a xmlns:cc="http://creativecommons.org/ns#" href="More permissions URL" rel="cc:morePermissions">More permissions URL</a>.
```

(注) 網掛け部分はユーザ入力値

(3) RDF による対応

上記のような表示されるタグで検索対象とする方法の他、RDF(Resource Description Framework)によって対応する方法もある。RDF はページに表示されない情報を埋め込むことができるメタ情報を付加するための仕組みである。

CC では RDF も定義しているが、ヤフー等の検索エンジンは現段階では対応していないようである。

RDF についても、意思表示システムに関して、写真共有サイトなどサイト自体が対応できるようになる可能性を踏まえ、CC と同様の仕様の RDF をあらかじめ定義することを検討することが望ましい。また、一般ユーザ向けにも RDF のタグが出力される仕組みがあっても良いと思われる。

(4) 他社の検索エンジンについて

他の検索エンジンで検索対象とするための方法についても、上記と同様であり、先行している CC の仕様にあわせておくことが良いと思われる。

(5) 検索エンジンを提供しているサイト上における意思表示システム検索窓の設置について

検索エンジン運営者としては、意思表示システムによって提供されるコンテンツが増えて、ユーザーサービスのために専用検索窓が必要と考えられる状況となった段階で、あらためてその設置について検討することとなる。

実際には、専用の検索窓がなくても、通常の実用検索エンジンで検索にある程度精通した方が詳細にオプションを記述して検索することにより、意思表示システムで提供されたコンテンツを検索することは可能である。

2. その他システム利用拡大方策について

その他システム利用拡大のための方策として、モニター調査において以下のようなコメントが得られた。

- ・ サイト上の説明がひと目でわかりやすくすることが必要である。
- ・ 意思表示システムを利用して著作物を提供すると、利用者はライセンス条項に同意する

ことになるので、提供者が独自に利用条件を記載して意思表示するよりも、容易に安全に著作物を公開できることもアピールすべきである。

- 意思表示システムを利用して著作物を提供するためには、職場の上司に説明して認められる必要がある。システムの仕組みと利用のメリットがわかりやすく整理された資料があると良い。
- 意思表示システムを利用して著作物を提供することの提供者としてのわかりやすい大義名分やインセンティブがあると良い（例：意思表示システムを利用して著作物を提供すると、著作権を尊重する団体としてアピールできる／等）。

上記のコメントも参考にして、利用者視点に立ったパンフレット、説明書の充実化を行うとともに、サイトの改修ポイントを整理している。

VII. 総括

本章では、今年度の調査研究の成果について総括し、CLIP システムの本運用スタートに向けての課題等について整理する。

1. 今年度の調査研究の成果

今年度は、平成 20 年度の調査研究において積み残した課題、及び、本運用に向けて対応が必要と考えられる諸課題について検討を行った。特に、CLIP マークの検討、普及・啓発方策の検討に重点を置いて調査研究を実施した。

今年度の調査研究の成果については、以下のとおりである。

(1) システム改修への利用者意見の反映

平成 19 年度から継続して検討してきた意思表示システムについて、本年度実施したモニター調査によって、利用者視点での様々な問題提起が得られた。

これまで開発者サイドで検討を進めてきたこともあり、利用者にとってのシステムのユーザビリティやマークのわかりやすさについての意見や要望を汲み取ることができたことの意義は大きいものであった。

Web 上の画面遷移や手続きプロセス、また、説明する文言や細かい表現についても、利用者にとって疑問を抱かせたり、利用の障壁となり得る点について、具体的な指摘を得ることにより、それらの意見をシステム改修案や解説資料の検討に十分活用することができた。

(2) 機能面・ビジュアル面・展開性の観点からの CLIP マークの改良

CLIP マークについては、本運用による普及促進に向けて、視認性、意味性、訴求性、デザイン性など、様々な観点から検討する体制を構築するため、「CLIP マークデザイン検討会」を設置し、検討体制を強化した。

デザインの専門家を検討会のメンバーに入ってもらうとともに、CLIP マークのデザイン案の検討・制作をデザインの専門家に依頼することが可能となった。

これにより、機能面・ビジュアル面・展開性の観点から改良された CLIP マークを制作することができた。

(3) 利用者視点に立ったパンフレット、説明書の充実化

モニター調査により、システムを新たに利用する者にとって、どのような点がわかりにくいのか、また、十分な理解を得られるためにはどのような説明資料が必要なのかというポイントを把握することができた。それら利用者にとっての理解のポイントをもとに、利用者視点に立ったパンフレット「CLIP システムご紹介」や「CLIP システム説明書」を検討し、制作することができた。

なお、平成 21 年度調査研究において提案したシステム改修については、今後実施されることが予定されているため、システム改修後にその改修内容に合わせて、パンフレットと説明書の内容について、それぞれ最終化することが必要である。

(4) システムの利用拡大に向けた方策の具体化

今後のシステムの本運用に向けて、システムを用いて意思表示をした著作物が、検索エンジンの検索結果として表示されるようになることが、システムの利用拡大に資するため、意思表示した著作物が検索結果として表示されるようにするための具体的な方法等について検討を行い、システムの利用拡大に向けた方策の具体的な案を整理することができた。

(5) システム改修ポイントの明確化

モニター調査結果を中心に、今年度の一連の調査研究において整理されたシステム改修の要請事項を踏まえて、CLIP システムの本運用に向けたシステム改修のポイントについて整理することができた。

2. CLIP システムの本運用スタートに向けての課題

以下では、CLIP システムの本運用スタートに向けての課題について、(1) システムの運営体制の構築、(2) システムの普及促進に向けた取り組み、(3) 継続的なシステム改修への取り組み、として整理した。

(1) システムの運営体制の構築

今後、本運用が開始されることになると、想定していなかったトラブルや利用に当たった問い合わせが発生することが考えられる。

これらの対応をタイムリーかつ適切に実施し、システムの円滑な利用を進めていくためには、システム運営のための体制を文化庁で構築することが必須と考えられる。特に、本運用開始後一定期間は、システム運営上の様々な課題に対応することが必要になるため、運営スタッフの確保、運営方針・ルールの整備、運営体制の構築が求められる。

システムの運営体制の構築が不十分であると、システムに対する信頼性が低下し、結果的に利用されないことにつながるため、特に本運用開始後の 1 年程度は、システムの運営体制の充実化が極めて重要である。

(2) システムの普及促進に向けた取り組み

本システムを多くの方に利用してもらうことを通して、著作物等のネットワーク流通を促進するという目的を達成するためには、文化庁としてシステムの普及促進に向けた取り組みを積極的に展開していくことが必須と考えられる。

当初のターゲットとして想定される地方公共団体等の行政関係者、教育関係者、福祉関係者を対象としたシステムの説明会や研修の開催などの活動を始め、マスコミやインターネットなどの広報媒体を通じた普及・広報活動、政府やトップからのメッセージの発信や働きかけなども合わせて検討していくことが必要と考えられる。

その際に、今回作成したパンフレット「CLIP システムご紹介」及び「CLIP システム説明書」を効果的に活用していくことが重要である。

(3) 継続的なシステム改修への取り組み

今後、システムの本運用に向けては、まず、システム改修のポイントを踏まえて、利用者にとって分かりやすく、手続き上の間違いがなく、使いやすいシステムを実現するための改修を確実にを行うことが重要である。

更に、今後、システム運営を進めていく上で発生した問題を解決したり、新たな要請やニーズへの対応など、システムの充実化を図っていくために、継続的なシステム改修の取

り組みを行っていくことが必要となる。例えば、ライセンス条項の見直しなどが行われることになれば、それに伴って Web システムの改修を行うとともに、関連する説明資料をすべて改訂しなければならない。

今後、日常的なシステムの運営体制の構築に加えて、継続的なシステム改修への取り組みを適時にかつ確実に進めていくためにも、文化庁において自律的にシステムを改修できる体制を構築できるようにしておく必要がある。